

各刑事施設視察委員会の  
意見に対する措置等報告一覧表

平成28年4月末日現在

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
1	札幌刑	H28.3.29	結核等感染症の予防対策について、一層の配慮・改善を求める。	感染症の予防・対策については、入所時の健康診断時、定期健康診断時等において、胸部X線検査や医師による問診等を実施して、早期発見・早期対応をしている。今後も継続して行っていく。
2	札幌刑	H28.3.29	常勤医の確保について、引き続き改善に向けて努力された。	医師の欠員補充については、上級官庁とともに鋭意努力しており、医師会へ直接赴き説明、各種インターネットWEBサイトの活用、医師会報誌を通じた募集広告の配布などを行っている。今後も引き続き努力していく。
3	札幌刑	H28.3.29	眼科、歯科を含めた受診基準・手続の明確化や緊急時の対応方法等について受刑者にできるだけ明示するとともに受診待機時間の短縮について一層の改善を求める。	受刑者への受診基準・手続の明確化、緊急時の対応方法等の明示等については、医務担当者から適宜説明しているが、今後も徹底することとし、また、受診待機時間の短縮については、引き続き努力していきたい。
4	札幌刑	H28.3.29	風邪、生理痛等の痛み止めの薬については、自弁薬の購入と自己管理が認められてよいように思われるので、検討されたい。	一般用医薬品の自弁については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則等より、法務大臣が指定する刑事施設（喜連川社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター及び美祿社会復帰促進センター）に限られるものである。なお、本件については、上級官庁に報告することとした。
5	札幌刑	H28.3.29	職員の言葉遣いが悪いとの苦情があるが、適切な予防策を求める。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、以前から、職員には職員研修等の機会を通じ言葉遣いにつき指導をしているところ、今後も継続して行っていきたい。
6	札幌刑	H28.3.29	職員ミーティングや研修等において、研修に用いた資料の提示をお願いするとともに、職員の研修方法についても、他施設の成功事例を取り入れるなどし、また、研修資料を提示いただいた後に、委員会から要望等を述べる機会を別途設けていただきたい。	研修に用いた資料については、原則提示することとした。また、研修に係る要望等については、お伺いする機会を別途設けることとした。
7	札幌刑	H28.3.29	図書等の購入に要する期間について、期間短縮に向けて、具体的な改善を要請する。	当所としては、購入受付から業者発注まで速やかに行っており、購入先（外部事業者）に対しては、引き続き、可能な限り、納品までの期間短縮に努めるよう要請していききたい。
8	札幌刑	H28.3.29	図書等の購入について、「二重発注」については、取消し等の運用の改善を検討されたい。	図書等が納品される前であれば、誤って二重発注したので取消ししたいと受刑者が申し出た場合は、取消ししている。
9	札幌刑	H28.3.29	保護施設への受入れ態勢の都合により仮釈放の時期が延長されることは、受刑者の社会復帰に向けてマイナス面が大きいが、刑務所として改善に寄与できる点があれば検討・対応いただきたい。	更生保護施設への受入れ可否については、同施設の判断となるが、円滑な受入れができるように、当所としても、可能な範囲で対応していきたい。
10	札幌刑	H28.3.29	風邪蔓延時等においては、受刑者のマスク着用を認める運用に改善いただきたい。	被収容者には、医療上必要があればマスクの着用を許可している。今後ともインフルエンザや流行性感冒についてその予防策を徹底して行いたい。
11	札幌刑	H28.3.29	コルセットの着用が認められないとの意見について、医療に関する事項であるが、運用の改善を検討されたい。	コルセットの着用は、医師の診断等により医療上の必要性があれば、許可している。
12	札幌刑	H28.3.29	自弁購入物品にゲルインキボールペンを加えてほしいという意見が複数あるが、その追加について検討・対応していただきたい。	自弁購入品のボールペンについては、現在はゼブラ製ボールペン（油性）に変更されている。今後、不具合があった場合には、追加等につき検討したい。
13	札幌刑	H28.3.29	ハンカチの大きさについて、もう少し大きいサイズのタオルハンカチを自弁物品の品目に加えることが可能であれば、要望したい。	ハンカチのサイズの追加（変更）については、指定事業者の判断によるが、現在の同サイズは21.5×21.5センチメートルと一般的なものはある。なお、本意見については、指定事業者に伝えることとした。
14	札幌刑	H28.3.29	購入品の種類、価格等に関する不満、苦情が毎年あるが、上級官庁に要請して改善を検討されたい。	当所の指定事業者は、全国的な公募により適正に選定された事業者であり、自弁物品の価格等について、施設限りで対応することはできないが、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。
15	札幌刑	H28.3.29	個人情報の保護に関して、他の受刑者に、受刑者の氏名等の個人情報漏れることのないよう一層慎重に配慮いただきたい。	受刑者の個人情報の保護に関しては、今後も継続して適正な対応をしていきたい。
16	札幌刑	H28.3.29	食事に関し、シチューの時にスプーンの貸与がないとの申し出があるが、高齢化が進んでいる中、同貸与について基準を設けた上、認めていただきたい。	スプーンの手配については、改めて見直しを検討することとした。なお、現状においては、高齢者などで手の動きが不自由な者には、個別に対応してスプーンを貸与している。
17	札幌刑	H28.3.29	レターパックの使用について検討されたい。	レターパックの使用については、検討することとした。
18	札幌刑	H28.3.29	工場棟の温度設定等について、改善を検討されたい。	工場棟の採暖について、暖房設備は整っており、温度は20度に設定されている。
19	札幌刑	H28.3.29	入浴できない日に、工場で足洗いをする際、お湯の使用を検討されたい。	当所において足洗いは、水を張った洗面器に足を入れて洗いタオルで拭く方法をとっている。予算上の制約もあり、お湯の使用は困難である。
20	旭川刑	H28.3.16	被収容者の病状や症状に応じた的確な診断と治療が受けられるよう、治療体制を強化すべきである。	常勤医師である医務課長、非常勤医師等での対応が困難な場合は外部医療機関等での診療等を実施しており、今後ともこれを継続し、更なる診療体制の強化に努める。
21	旭川刑	H28.3.16	受刑者の高齢化に対応するとともに、新施設移行に伴う被収容者への不利益がないよう運用すべきである。	これまでも食事、寝具その他、種々の処遇において、高齢受刑者に配慮しているが、今後も受刑者の高齢化に対応すべく検討する。
22	旭川刑	H28.3.16	被収容者の再犯防止及び社会復帰に向けた矯正処遇に一層取り組むべきである。	再犯防止及び社会復帰に向け、今後も充実した矯正処遇を実施する。
23	帯広刑	H27.5.19	靴下の使用が内規では3足と定められているが、4足まで使用させるよう要望する。	これまでも靴下の購入は4足まで認めていたが、洗濯工場の能力的な問題等から、3足まで洗濯するという取扱いをしていたところ、収容率の低下等に併せて状況が改善したことから、平成27年10月1日以降、4足まで洗濯する取扱いに改めた。
24	帯広刑	H27.11.24	居室内でVTR（映画）放送を行っているときに新聞を閲覧させる取扱いをやめ、違う時間帯に新聞を閲覧させることを要望する。	VTR視聴時間中及び室内運動時間中については、新聞を閲覧しない取扱いに改めた。
25	帯広刑	H27.7.21	単行本の購入について、現在は関係法令の枠内で交付されているが、早く届くよう要望する。	書籍の納品回数を月2回に増やし、速やかに交付できるよう改めた。
26	帯広刑	H28.3.9	歯科治療の希望を提出してから30日以内で治療を受けられるような体制を整えるよう要望する。	収容人員の減少もあり、現在は、おおむね30日前後の治療が行われているところではあるが、今後も継続的に同程度の対応ができるよう努めたい。なお、頂いた意見については、上級官庁に報告する。
27	帯広刑	H28.3.9	釧路刑務支所については、内科の非常勤医師2名を確保したが、本来は常勤の医師の確保が理想となるので検討されたい。	上級官庁とも協力して募集活動を行っているが、常勤医師の確保には困難を極めている。今後、地域医療機関との協議をより緊密に行うなど更に取組みを強化する。
28	網走刑	H28.3.24	常勤医師の就業を契機とし、適正な医療体制の確立に努力されたい。	平成28年4月1日付けで常勤医師が採用となったことから、診療体制の移行を円滑に行い、より適正な医療体制を構築することとする。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
29	網走刑	H28.3.24	処遇担当刑務官について、当施設以外の処遇方法について認識し多様な視点を持ちうる研修等の機会を設けられたい。	護送業務の際や業務調査の機会を設け、他の刑事施設の状況を調査させており、職務研究会等での刑事施設の状況や上級官庁の方針等を伝達しているところであるが、他施設との交流人事異動の状況を踏まえ、今後、他施設の処遇方法を確認し、理解しうる研修の実施を計画する。
30	網走刑	H28.3.24	被収容者の入浴間隔については、少なくとも中3日以内とされたい。	従来から、被収容者の入浴間隔については、原則として中3日以上とならないよう計画しているところ、病院移送による職員配置の都合から中4日となった事実があったため、平成27年10月以降は中3日以内となるよう計画し、計画通り実施されている。
31	網走刑	H28.3.24	冬期間、入浴日、矯正処遇日、土日祝日、盆、年末年始等においても、法令に定める運動の機会を実質的に確保されたい。	当所においては関係法令に基づき、被収容者に対し、できる限り戸外で運動を行う機会を与えることとしており、夏季においてはグラウンドを分割して使用させ、一度に戸外運動を実施できる被収容者数を増加させること等により、より多くの被収容者に戸外運動の機会を確保するよう努めているが、冬季においては、積雪等の影響により、戸外運動の実施場所を確保することが困難であることから、居室内又は工場内での運動の機会が増えることを御理解いただきたい。 なお、矯正処遇日、土日祝日、盆、年末年始においては、法令上、運動を行う機会の付与が義務づけられているものではない。
32	網走刑	H28.3.24	グラウンド、体育館での運動の代替措置とされている工場内運動について、実質的な運動の機会を確保したと言えるよう配慮されたい。	工場内運動の実施にあつては、運動方法を必要以上に限定することがないよう配慮しているところであるが、今後も随時必要検討を図っていく。
33	月形刑	H28.3.18	職員の言葉遣いや態度への不満が多数寄せられており、若い職員への不満が目立っているところ、職員に対する日常的な研修を実施されたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導しなければならない場合もあるが、被収容者に対する職員の言動等についての研修はこれまで継続的に実施しているほか、若い職員を対象として、被収容者への指導の際の言葉遣いについて研修を実施しており、今後も継続して研修を実施していく。
34	月形刑	H28.3.18	歯科治療について、申出後、治療を受けるまでの期間を短縮できるような改善を検討されたい。	医師の人員確保等について困難な状況にあるものの、より適切な医療体制の構築の観点から、引き続き、治療を受けられるまでの期間を現状より短縮できるような方策を検討する。
35	月形刑	H28.3.18	精神科の診療を広く受けられるようにする体制の構築と精神疾患に対する投薬に係る適切な対応について改善を検討されたい。	当所の立地条件などから、精神科医師の確保は困難な状況にあるものの、引き続き、被収容者の精神科治療の適切な実施及び適切な投薬対応について、実情を考慮した上で改善策を検討する。
36	月形刑	H28.3.18	1、2類集会の飲料及び3類集会の菓子を選択できるようにしてほしいという意見が多数寄せられており、改善を検討されたい。	納入事業者と打ち合わせて実施を検討する。
37	月形刑	H28.3.18	畳が古くなっている、傷んでいるという意見、毛布も汚いなどの意見が寄せられているので、適宜、交換や洗濯をするなどの改善を検討されたい。	改善を検討する。
38	月形刑	H28.3.18	眼鏡とコンタクトレンズの併用について併用する必要性が認められる場合もあるので、改善を検討されたい。	眼鏡とコンタクトレンズの併用については、医療上の必要性等を考慮して個別に判断している。
39	函少刑	H28.2.29	精神疾患を有する被収容者又は精神疾患を有すると疑われる被収容者に係る診察の機会をさらに拡大するための方策を検討されたい。	現状においては、精神疾患患者の診察は、月に1回、招へい医師により行っているが、当所は医療重点施設ではないことから、精神保健福祉士等を常勤又は非常勤で新たに採用することは困難である。なお、入所時に当所の心理技官等が面接を行い、精神科疾患が疑われる者については、医師の診察を受けさせるなど、早期に必要な対応に努めている。
40	函少刑	H28.2.29	宗教活動について参加する場合には、当該宗教活動の具体的内容を被収容者らに情報提供するとともに、被収容者からの宗教行為に関する質問を受け付けるよう努められたい。	宗教行事に関する被収容者への告知文の中に行事の式次第等を入れ、行事の内容について情報提供するとともに、質問等があれば教示願望を提出する旨の記述を盛り込むようにする。
41	青森刑	H28.3.11	味付けが薄いという苦情が多いため、塩分が少なくてもうま味を感じることができるようだしを増やすなど味付けを工夫し、適切な食事の提供を求める。	減塩した分、味付けが薄いと感じないようにうま味調味料やだし等を利用しているが、今後も調味料管理と食味の保持を追究し、適切な食事の提供に努める。
42	青森刑	H28.3.11	塩分の減少に取り組んでいることについて、被収容者に周知を図られたい。	減塩対策に関する被収容者への周知は、工場担当職員からの口頭による告知、文書による回覧及び所内誌等を利用し、その都度周知を図っており、被収容者の健康管理上の取組である等の理解を得るため、引き続き周知を図っていく。
43	青森刑	H28.3.11	出所後の就労は経済的な基盤ができ、再犯防止に資することから、さらなる就労支援指導の実施を要望する。	就労支援指導については、外部講師を招へいし、計画的な指導を実施する等、今後も積極的・計画的な指導を継続していく。
44	青森刑	H28.3.11	認知症に対処するための職員研修等の実施を要望する。	認知症及び高齢者処遇に対する研修を企画・実施していく。
45	青森刑	H28.3.11	被害者の視点を取り入れた教育について、再犯防止に役立つと思われることから、さらなる指導を要望する。	当所においては対象者が少ないものの、対象者が入所した場合は、指導計画に基づき継続して指導を実施していく。
46	青森刑	H28.3.11	性犯罪再犯防止指導メンテナンス指導について、積極的な指導の実施を要望する。	当所においては、性犯罪再犯防止指導のメンテナンス指導の対象者は少ないものの、対象者が入所した場合は、指導計画に基づき継続して指導を実施していく。
47	青森刑	H28.3.11	暴力団離脱指導について指導の実績がないことから、積極的な指導の実施を要望する。	暴力団離脱指導は、被収容者各人の離脱の意思に左右されること、今後は個別指導を重点的に実施することを検討しており、テキストを整備中である。
48	宮城刑	H28.3.31	作業報奨金の金額を上げていただきたい。	作業報奨金の基準額は、関係法令に基づき定められている。また、作業の内容によって、作業等工の昇等基準等が定められている。就業者には、それぞれ能力、技能、性質等個人差があることから、本人の希望による作業内容の変更や、作業報奨金の増額は困難であるため、ご理解いただきたい。
49	宮城刑	H28.3.31	作業難度を上げていただきたい。	就業者の能力、技能、性質等には個人差があり、本人の希望に応じて、一律に作業難度を上げることは困難であるため、ご理解いただきたい。
50	宮城刑	H28.3.31	冬季運動中の軍手の使用を認めるよう要望する。	冬期の一般工場運動は講堂（屋内運動場）で採暖しており、必要ないと考えている。また、昼夜居室処遇者は通年で屋外運動のところ、検査箇所及び不正の手段が増えることになり、職員配置状況からも、これらを防止するため軍手を使用させる予定はない。
51	宮城刑	H28.3.31	夏季就業時にランニングシャツで作業させることを要望する。	ランニングシャツのみでの就業は、素肌が露出する部分が増えるため、けが防止の観点から実施していない。
52	宮城刑	H28.3.31	被収容者が、領置品を現物確認できるシステムへの改善を要望する。	領置品の現物確認を被収容者の求めに応じて実施することは、事務量を考慮した場合、対応困難である。なお、入所時、移送時及び出所時には現物確認を実施しているほか、申出に応じて領置品の品目、数量の教示は行っている。
53	宮城刑	H28.3.31	昼夜単独室処遇の被収容者について、願せんの受付を、平日であれば、毎日受け付けるよう改善願いたい。	毎週火・木曜日が願受付日としているが、願い事は毎朝担当職員が聴取し、必要に応じて、願受付日以外でも願受を受け付けており、現状を変更する予定はない。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
54	宮城刑	H28. 3. 31	西 2 棟個室の便器のふたの設置を要望する。	相応の予算措置を要するほか、ふたは美観の問題でもあり、本人以外は使用しない個室では、必要不可欠なものとは考えていない。
55	宮城刑	H28. 3. 31	提案書を誰でもいつでもすぐに書いて投函できるように、工場内及び居室前に投函場所、用紙及び筆記用具を設置することを要望する。	被收容者の動作時間は定められていることから、いつでもすぐに書いて投函できるようにすることは、管理運営上困難であるため、ご理解いただきたい。 なお、被收容者が出役時等に通る居室棟等の出入口 4 か所に提案箱を備え付けており、通行する際に投函できるようにしている。
56	宮城刑	H28. 3. 31	昼夜単独室棟の保護室の騒音がひどく安眠が妨害されているため、防音が整っていない保護室を使用しないよう要望する。	昼夜間単独室棟は 5 0 年以上前の建物であり、防音も万全とは言えないものの使用を続けざるを得ないが、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。
57	宮城刑	H28. 3. 31	1 時間以上巡回しない、巡回の際のカギの音がうるさい、居室内の視察を一切せずに行って巡回する等、不適切な巡回方法の改善を求める。	巡回の頻度（下回ってはならない巡回時間）は定めており、巡回状況はシステム管理され把握できるが、職員が 1 時間以上に渡って巡回しなかったことはない。また、特に就寝時間帯については、静かに巡回するよう指導している。
58	宮城刑	H28. 3. 31	医師の診察時に、医務課職員が介入し、診察環境を侵害している場合があるため、迅速、適正な医療が提供できるよう努力していただくことを要望する。	矯正施設においては、医師以外の医務課職員が、保安上の理由や医師の補助業務のために診察に立ち会っているものであり、医師と医務課職員等が連携し、引き続き適切な対応に努める。また、当所においては、必要に応じて、外部専門医の協力を得るなど、迅速、適正な医療の提供に努めている。
59	宮城刑	H28. 3. 31	上級官庁に対し、医療に関する予算措置及び医師の定員割れを解消する旨の要望をするよう求める。	矯正医療に関する理解の促進及び矯正医官の確保等については、「矯正医官の兼業の特例等に関する法律」において、国の責務とされており、施設や矯正管区、矯正局が丸となって、この実現に向けて広報活動や医療関係者への協力要請等に尽力しているところである。 なお、委員会からの意見については、上級官庁に報告する。
60	宮城刑	H28. 3. 31	口腔ケアのため、極細毛細ブラシの購入を認めるように要望する。	現在、被收容者が購入できる歯ブラシは、一般社会常識に照らして社会通念上必要と思われる「やわらか」、「ふつう」、「かため」の種類を揃えているほか、「動物の毛でできている歯ブラシ」、「コンパクトサイズのミニ歯ブラシ」と口腔ケアに応じた数種類が選べるようになっており、極細毛細ブラシが直ちに必要不可欠なものとは考えていない。
61	宮城刑	H28. 3. 31	昼夜間単独室棟の風呂場が不衛生であるため、改善を求める。	昼夜間単独室棟は築後約 5 0 年を経過しており、建物そのものの老朽化が著しいが、毎日、清掃を実施している。 また、現地改築工事中であり、改築後は解消されるものと考えている。
62	宮城刑	H28. 3. 31	冬期間（1 2 月～3 月）の入浴時間を 1 5 分にしよう要望する。	通年、被收容者の入浴は、2 週につき 5 回実施し、かつ、1 5 分入浴は 2 週につき 4 回実施し、1 0 分入浴は、2 週に 1 回の頻度で行っているが、入浴場の設置個数（仮設入浴場 1 箇所、単独入浴場 4 箇所）及び入浴ボイラーの容量上、複数の入浴を同時進行できない箇所もあり、職員の配置上の問題（限られた人員での対応）もあるため、入浴時間の延長は困難である点について、ご理解いただきたい。
63	宮城刑	H28. 3. 31	年末年始の入浴時間の延長を要望する。	年末年始等の休庁期間は、出勤職員数にも限りがあり、通年で入浴回数は確保しているものの、職員配置の都合上、入浴時間の延長は困難であるため、ご理解いただきたい。
64	宮城刑	H28. 3. 31	入浴時の、使用後カミソリの消毒等の処理をしない職員がいるので、職員への指導徹底を求める。	処遇首席指示に基づき、適正に実施している（使用の都度、消毒を行っている）。 なお、T 字カミソリは個人貸与であり、カミソリ刃は月 1 回交換し、カミソリの柄も年に 1 回交換している。
65	宮城刑	H28. 3. 31	入浴場の脱衣所に土足で上がりこむ職員がいるので、職員への指導徹底を求める。	入浴立会勤務者は長靴に履きかえるか、又は靴カバーを装着することとしているが、不徹底がないよう指導を行うこととする。
66	宮城刑	H28. 3. 31	温食給与の観点から、工場・個室就業で、汁物、麺類すべてにふたをすること、工場ストープ上での汁物の保温、共同室汁パックンを二重底にすることへの改善を求める。	給食運搬には保温容器等を使用しているものの、冬期間は運搬中に冷める場合もある。温蔵式配食カート等の整備については予算事情から困難であるが、調理から配食までの時間短縮を図る等して温食給与の方策を検討する。また、ストープ上での保温は、保安上問題があるため困難であるため、ご理解いただきたい。
67	宮城刑	H28. 3. 31	被收容者が給食の配分の際に、不正がないよう職員が立ち会い、誤解や疑いが発生しないよう改善を求める。	給食の配分の際には、職員が立ち会っている。
68	宮城刑	H28. 3. 31	室内運動時間を延長するよう要望する。	室内運動は、午前・午後各 1 5 分間、合計 3 0 分間の運動時間を確保しているが、被收容者の動作時間上、延長することは困難であるため、ご理解いただきたい。
69	宮城刑	H28. 3. 31	グラウンド運動の開始時間を早くするよう要望する。	運動立会職員の配置状況等から、現在より開始時間を早めることは困難であるため、ご理解いただきたい。
70	宮城刑	H28. 3. 31	毎日の運動時間を確保するよう要望する（実質 2 0 分程度しかない）。	運動実施場所への移動時間を除き、3 0 分以上の運動時間を確保している。
71	宮城刑	H28. 3. 31	サッカー、フットサルができる環境を作るよう要望する。	予算上の措置を講じる必要があるが、多くの被收容者が要望している事項には応えられるよう検討していく。
72	宮城刑	H28. 3. 31	冬期間の運動は室内になるため、腹筋、サイクルマシン、船漕ぎマシン等健康増進の器具の整備を要望する。	予算上の措置を講じる必要があるが、多くの被收容者が要望している事項には応えられるよう検討していく。
73	宮城刑	H28. 3. 31	書籍等の閲覧について、運用の改善を図り、読書の機会を増やすよう求める。	自弁購入する費用がないでも読書の機会を持てるよう備付け図書（官本）として、1 か月に一人当たり 8 冊、単独室では 1 か月当たり 1 2 冊の書籍を閲覧できる機会を確保していく。
74	宮城刑	H28. 3. 31	布団と座布団を入所から出所まで、個人に貸与されたものを使用できるよう改善を求める。	不正物品等の隠匿防止等の点から、個人貸与とする取扱いではなかったところ、今般、座布団には称呼番号を付し、個人貸与とするよう改めている。
75	宮城刑	H28. 3. 31	運動用半ズボンを貸与するよう改善を求める。	夏季処遇として、半ズボンを貸与しており、同期間中は半ズボンを履いて運動することを認めている。
76	宮城刑	H28. 3. 31	色鉛筆の色別購入ができるように改善を求める。	各色別に購入することができる。
77	宮城刑	H28. 3. 31	被收容者の誰でも使い捨てカイロ及び耳当てが自弁できるよう改善を求める。	使い捨てカイロや耳当ての自弁については、訓令上、特に必要があると認められる場合に限り、自弁購入できることとなっている。
78	宮城刑	H28. 3. 31	購入物品の耳栓について、防音性の高い耳栓及び長期使用に耐え得る耳栓への変更を要望する。	当所の指定事業者は、全国的な公募により適正に選定された事業者であり、自弁物品の規格等について、施設限りで対応することはできないが、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。
79	宮城刑	H28. 3. 31	嗜好品の購入金額の上限（5 0 0 円）を上げるよう要望する。	依命通達「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について」記 5（2）により、「（前略）購入金額が 5 0 0 円を超えない範囲内において（中略）定めること。」とされているため、ご理解いただきたい。
80	宮城刑	H28. 3. 31	居室内の日用品購入物品の一覧を新しいものに差し替えるよう求める。	平成 2 8 年 2 月、居室備付冊子として、自弁物品一覧表等を一新したものに差替え済みであり、今後も随時差替えを行っていく。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
81	宮城刑	H28.3.31	更生した出所者の経験談を聞くことができる機会を作ること検討していただきたい。	薬物の改善指導時には、自助グループ関係者から経験談を直接聞く機会がある。
82	宮城刑	H28.3.31	各種検定、国家試験を受験できるよう改善を要望する。	日商簿記検定試験及び高等学校卒業程度認定試験を受験させている。また、当所及び他施設での職業訓練においても各種資格の受講・受験が可能である。
83	宮城刑	H28.3.31	矯正指導日にコミュニケーションスキルを高める場を設けるよう要望する。	一般改善指導として、コミュニケーション能力向上プログラムを実施している。対象を拡大するためには、専門的知識を有するスタッフの配置をはじめとするマンパワーの充実が必要である。
84	秋田刑	H28.3.22	被収容者からの意見等に対し、これまで施設側に説明を求めた際、十分な報告等を受けているが、意見・提案書の申出内容に関して検討するための時間を確保する観点から、できるだけ速やかに説明・回答を励行するよう要望する。	申出内容に関する説明・回答については、これまで以上に速やかに対処できるよう努める。
85	秋田刑	H28.3.22	被収容者の高齢化及び医療上の問題を抱える被収容者が増加していることから、今後とも適正な医療体制を整備する必要がある。また、被収容者に対する説明は、より丁寧に行うことが望まれる。	平成28年4月1日現在、非常勤医師1名及び嘱託医師1名を採用して、医療体制の確保に努めているところ、常勤医師の採用の目的が立ったことから、現在、採用の手続を進めているところである。また、被収容者に対する病状等の説明については、できる限りわかりやすく行うように努める。
86	秋田刑	H28.3.22	被収容者から、職員の態度が高圧的である、あるいは被収容者を差別する等の不満が寄せられており、具体的に問題となるような職員の言動は確認されていないものの、今後も職員研修や教育を充実していただきたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、各種研修を通して職員の人権意識向上に努めており、今後も継続していく。
87	山形刑	H28.3.15	職員の被収容者に対する不適切な言動を改善されたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、各種研修を通して職員の人権意識向上に努めており、今後も継続していく。
88	山形刑	H28.3.15	被収容者が視察委員会への提案用紙の交付を受けるに当たり、願望を要する取扱いを止められたい。	内規を変更し願望の提出を求めないこととしたい。
89	山形刑	H28.3.15	若手刑務官と視察委員会との懇談会の実施を検討されたい。	実施について検討していきたい。
90	山形刑	H28.3.15	居室でタオル又はハンカチを洗う際に石鹸の使用を認められたい。	節水の観点から、職員の指導が行き届きやすい工場内で、石鹸を使ってタオル又はハンカチを洗濯させることを検討している。
91	山形刑	H28.3.15	常勤又は非常勤の歯科医師の増員を図ることを検討されたい。	人事上及び予算上の問題から当所限りでは対応が困難な事情があるので、上級官庁等へ働き掛けていきたい。
92	山形刑	H28.3.15	熱中症対策として、居室等の通風の確保や作業時の水分補給等の管理運営面の対策の徹底をされたい。	引き続き、居室等の通風の確保や作業時の水分補給等の各種熱中症対策について実施していきたい。
93	山形刑	H28.3.15	熱中症対策として、施設の実情に即した設備面の改善の必要性を検討されたい。	施設の実情を考慮し、より熱中症予防ができるようにする観点から、設備面での改善の必要性を検討する。また、新医務棟の冷房設備等を有効的に活用していきたい。
94	福島刑	H28.3.31	医師の回診ないし診察にあたり、受刑者である前に患者だという意識を自覚的に持ち、より綿密かつ丁寧に時宜を得た対応を為す努力をしていただきたい。	当所の医師は、適切な対応をしているが、今後も人権研修を実施するなどとして、引き続き、適切な対応に努める。
95	福島刑	H28.3.31	刑務支所の職員の確保および就職後の定着のための多様な方策を、よりいっそう拡充すべきである。	刑務支所ではメンター制度を実施し、若年職員が抱える仕事上や生活上の悩みに対して、アドバイザーや相談を行える体制を作っている。また、育児休暇を取得した職員が育児をしながらも働くことができる体制作りを行っている。
96	福島刑	H28.3.31	自弁物品の使用については、優遇区分で格差が設けられているが、優遇区分格差を設定することの意義、優遇区分間格差の対象とする物品と、そうでなく全被収容者に自弁を認める物品とを分ける基準如何について、被収容者に説明すべきである。	優遇区分による格差の理由等については、生活のしおりの第4章で説明されていることから、新たな説明までは考えていない。
97	福島刑	H28.3.31	刑事施設における冷暖房に関する従来のあり方の改善を検討されたい。	冷暖房設備を整備するには予算措置が必要であり、他施設にも関係することから、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。
98	盛岡少刑	H28.3.28	被収容者の申出内容を丁寧に聞き取り、適切な措置を執るとともに、引き続き医療体制の充実にも努めてもらいたい。	被収容者の申出等の処理について、研修を実施するなど機会があることに注意喚起しており、また、今後も引き続き医療体制の充実にも努める。
99	盛岡少刑	H28.3.28	医務課職員の在宅待機について、更なる負担軽減に努めてもらいたい。	医務課職員の負担を軽減するため、職員に対して准看護師養成所入所試験の受験等を奨励するなどとして、より適正な職員配置となるよう努めていきたい。
100	盛岡少刑	H28.3.28	処遇上の運用について不満が出ないよう、適切な対応について、職員への注意喚起を継続してもらいたい。	被収容者の申出等の処理について、研修を実施するなど機会があることに注意喚起しており、今後も引き続き実施する。
101	盛岡少刑	H28.3.28	「生活の心得」を見直し、実際の運用と異なる記載は改訂を進めてもらいたい。	「生活の心得」について、実際の運用と異なる場合は、改訂するなど必要な措置を講じているが、今後も引き続き実施する。
102	盛岡少刑	H28.3.28	次年度以降の視察委員には、「生活の心得」を事前に配布してもらいたい。	今後、視察委員に「生活の心得」を事前配布する。
103	盛岡少刑	H28.3.28	委員会ニュースの周知について、居室内への回覧など更に工夫をしてもらいたい。	当該ニュースについて、居室棟への掲示、居室内への回覧を行い周知していたが、今後は、運動場掲示板への掲示も実施する。
104	水戸刑	H28.3.31	管下拘留支所において発生した昨年の自殺事故や本年の自傷事故は、やむを得ない状況ではあったものの、刑務官は被収容者の生命、身体の安全を守る義務があることから、事故防止策として被収容者のメンタル相談などを通じて、その心情把握に努めて、異常行動に出ることを事前に防止するようなシステムの構築を図っていただきたい。	自殺・自傷事故防止のためには、被収容者に対する動静視察、心情把握の徹底が不可欠であると考えている。また、本件事故発生の原因を検証し、職務研修会等を実施するなど、原点に立ち返り、尚一層の心情把握に努めて、可能な限り防御策を講じていきたい。
105	水戸刑	H28.3.31	今年度も食事に関する被収容者からの苦情や不満意見が最も多かったため、今後とも被収容者の食事に関する意見提案を吸い上げることのできる体制作りと、その体制により食事に関して配慮をしていることを被収容者に周知できる体制の構築を継続していただきたい。	被収容者に対し、食事に関するアンケート調査を実施するなどして意見提案を吸い上げて、可能な限り美味しい食事が給与できるよう配慮するとともに、同意見を反映させていることを被収容者に周知できるように対策を講じていきたい。
106	水戸刑	H28.3.31	被収容者からの意見提案内容として、刑務官に対する不満や苦情が散見したので、職員に対し研修等を通じて適切な指導や処遇の方法について研鑽を重ねているものと思料するが、このような苦情を吸い上げ、事例を分析し、その対応方法、被収容者の扱い方、説明の仕方などについて、意見交換や研修等の機会を持ち、このような苦情が少しでも減少するよう配慮してほしい。	これまでも職員全体研修において、人権に関する研修を行い、職員指導に努めているが、今後においても効果的な職員研修を企画し、被収容者の人権に配慮した適切な処遇が展開できるよう努めていきたい。
107	水戸刑	H28.3.31	今年度は、衛生面に関する被収容者の苦情や不満意見も多数見られたが、これらの多くは被収容者の理解不足や情報不足によるものと感じたため、時宜に応じて被収容者に対して説明したり、周知させるなどとして、その理解不足を解消してほしい。	これまでも、できる限り衛生面に配慮した取組みを実施してきたものの、被収容者に対して、その取組みが伝わらないため、適宜な時に周知していきたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容 (講じなかった場合はその理由)
108	栃木刑	H27. 8. 3	風呂場が滑りやすく危険であると申出があるため、風呂場の現状を確認の上、転倒防止策を検討できないか。	床面に水抜け道とするためのカッティングを施し、出入り口脇に手すりを設置した。
109	栃木刑	H27. 8. 3	3 寮階上の洗濯機が 1 年以上故障したままであるとの申出があり、洗濯機の現状を確認し、修理が必要な状況であれば対応されたい。	既に洗濯機の交換を実施しているが、今後も修理の要望が提出された時点で速やかに対応する。
110	栃木刑	H27. 8. 3	カトリック教徒の集会の際に、飾る十字架を貸与できないか。	申出があった際は、カトリック教会の教誨師に相談することとした。
111	栃木刑	H27. 8. 3	体育館のブラインドが壊れている旨の申出あり、体育館のブラインドの状況を確認の上、修理が必要な状況であれば対応できないか。	壊れているブラインドはないことを確認した。
112	栃木刑	H27. 8. 3	トイレの手洗い場に石鹸がない旨の申出あり、石鹸が置いてないならば、置いて欲しい。	石鹸は備え付けてある。
113	栃木刑	H27. 8. 3	体重計が壊れているものがあるとの申出があり、壊れているものがないか確認の上、修理等が必要であれば対応できないか。	壊れている体重計はないことを確認した。
114	栃木刑	H27. 8. 3	歯科治療時に、患者のビブを交換しないので不衛生である旨の申出あり、状況を確認し、対応できないか。	患者のビブについては、診察の日ごとに新しいものを使用しているほか、汚損した場合はその都度新しいものに交換している。
115	栃木刑	H27. 8. 3	外国人受刑者から、整髪料としてワセリンを使用したいので自弁購入したい旨の申出あり、ワセリンを自弁購入品として加えることは可能か。	ワセリンは全国統一物品の取扱品目にはないので、現状ではできない。
116	栃木刑	H27. 8. 3	集会時のお菓子を食べる時間について、少しでも時間を延長することができないか。	集会時には、ほとんどの受刑者が時間内に全量喫食しており、作業時間の確保の観点からも時間の延長は困難であるため、購入するお菓子の選定については、時間内に食べられるような物を選択するよう考慮したい。
117	栃木刑	H27. 11. 8	薬用歯磨き粉やデンタルウォッシュを自弁購入品に加えることはできないか。	全国統一取扱物品に「デンタルウォッシュ」はないものの、歯周病予防のための歯磨き粉は購入することができる。
118	栃木刑	H27. 11. 8	ボールペンのインクが出づら品質を改善して欲しい旨の申出があるので、現状を確認し、対応できないか。	現在のボールペンの品質に特段の問題はなく、インク等の不具合の申出があった場合は、職員が確認し、不良であることが明らかであれば交換等の手続をとっている。
119	栃木刑	H27. 11. 8	居室内から見える場所に時計をかけることはできないか。	当所の居室構造上、各居室から見えるよう時計を設置するには、予算上及び保安上の問題が多いことから、現時点では設置する予定はない。
120	栃木刑	H28. 1. 15	熱中症予防のために、冷却シートを自弁購入品に追加できないか。	自弁を許す物品として定められていないことから、現時点では自弁購入品に追加できない。
121	栃木刑	H28. 2. 3	書類を整理するために、クリアファイルを自弁購入品に追加できないか。	書類等を整理するために、紙ファイル、綴り紐の購入を認めていることから、自弁購入品に追加を予定していない。
122	栃木刑	H28. 2. 3	ブラジャーについて、安価で購入できるようにできないか。	当所の指定事業者は、全国的な公募により適正に選定された事業者であり、自弁物品の規格等について、施設限りで対応することはできないが、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。
123	栃木刑	H28. 2. 3	シャンプーやリンスなど、容量の多いものや、詰め替え用などを購入できるように対応できないか。	当所の指定事業者は、全国的な公募により適正に選定された事業者であり、自弁物品の規格等について、施設限りで対応することはできないが、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。
124	栃木刑	H28. 2. 3	体調不良の際などに、手押し車やパイプ椅子を貸与することはできないか。	急な体調不良や怪我があった場合、必要に応じて車椅子等を使用させている。
125	栃木刑	H28. 2. 3	自弁購入品にニベアクリームを追加できないか。	ニベアクリームについては官給品として支給しており、自弁購入物品と官給品の混同を避けるため、自弁購入品については仕様等の異なる保溫クリームを選定している。
126	栃木刑	H28. 2. 3	摂食障害のある受刑者に、摂食障害とその治療法について、講習会の実施やプリント配布などの学べる機会を設けられないか。	摂食障害のある受刑者に正しく病状と治療法を理解させるために、モデル事業の精神保健福祉士である非常勤職員が、月に 2、3 回、1 回に 2 名程度を対象に個別にカウンセリングを実施している。
127	栃木刑	H28. 2. 3	貸与されている靴があまりにも古く、すぐに穴が空いてしまうとの申出があり、現在貸与している靴の状況を確認し、一定の品質を保ったものを貸与できないか。	本年 3 月に全ての靴を交換したが、今後は、使用による劣化の状況を確認し、作業の実施や日常生活の安全上必要と認められる場合には、本人からの申出はもとより、職員の判断により交換を実施することとする。
128	黒羽刑	H28. 3. 31	これまでも指摘してきたことであるが、職員の対応が被収容者に誤解を招かないようにするため、職員に対する指導の徹底、一層の技量の向上のため、ベテラン職員と若手職員との常日頃の交流の機会及び各種対人技能に関する専門的な研修の拡充、複数職員での対応、苦情の多い職員の配置換え等の対応も検討されたい。	年間研修計画を通じて、人権及び国家公務員の倫理等の全体研修を行うとともに、被収容者に対する言葉遣いや指導方法について、各担当部署の監督者による一般職員に対する教育を徹底しているところである。今後とも、職員に対しては、被収容者の人権に配慮した適正な職務執行能力の向上に資するような指導に努めていきたい。
129	黒羽刑	H28. 3. 31	参入民間業者の業務に対する継続的な監視・監督は、適正な刑務所運営には不可欠である。引き続き、民間業者の業務に対する監視・監督に留意されたい。	当所においては、PFI 事業及び公共サービス改革法に基づく民間委託事業により多くの民間事業者が参入しているが、官民協働による定期的なモニタリング会議の開催をはじめ、職域単位における意見交換の機会を設けているところである。今後においても官民間における緊密な関係を維持していくこととする。
130	黒羽刑	H28. 3. 31	一部職員だと思われるが、被収容者に軍隊式行進を強要して、指示どおりにできない場合には何度も繰り返させる者がいるとのことである。このような行き過ぎた軍隊式行進の強要は、即中止させ、そのことを職員に徹底するとともに、このような行き過ぎた指示に従わない者に対し、懲罰を科すことがないよう徹底すべきである。	職員による行進の強要及びこれに伴う指示違反を理由として懲罰を科した事実はない。 行進要領については、必要以上に両腕や両足を上げることを強制しないよう、各ミーティングにおいて、工場担当職員等に指示するとともに、監督者が随時確認を行っている。 今後とも、さらに同行進要領について、職員に徹底させるとともに、被収容者の人権に配慮した適正な職務執行能力の向上に資する指導を徹底していくこととした。
131	黒羽刑	H28. 3. 31	熱中症対策の為に、刑務所にはあらかじめ決めた指示にとらわれないことなく、生命の安全を第一に、週間予報等を参考に臨機応変な対応を望む。	当所では、熱中症対策として、病棟共同室の防曇カーテンの使用、スポーツドリンク及び冷菓（チューベット・かき氷）の給与、病棟居室のエアコン増設、経口補水液の医務部常備等、熱中症対策を取っている中で、今後も、臨機応変に対応していきたい。
132	黒羽刑	H28. 3. 31	職業訓練について、時代の要請にあった職業訓練のメニューや資格取得に役立つ図書を充実させておく必要があること、このような要求があることを本省に伝え続けるなど実現化に向けた努力を求める。また、外国人に対しても、日本人と同様に職業訓練受講の門戸を開くようにすべきである。	毎年、書籍の整備計画を立てて、書籍の拡充を図っているところ、今後とも、被収容者の改善更生に役立つ書籍の取得、職業訓練の充実等に努めていきたい。 職業訓練受講希望者は、外国人、日本人に差異なく受け付けており、その選定は訓練に必要な残刑期、健康状態、意欲や適性のほか、受刑態度が良好で改善更生の意欲が高いと認められるか等を勘案して行っている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
133	黒羽刑	H28.3.31	炊事工場において、休業日に就業させながら代休を与えないことは違法であるばかりか被収容者の健康にも良くないことであるので、早期に是正されなければならない。	炊事工場においては、その性質上、休業日であっても平日と同様の作業を行っており、その代休を平日に割り振ることは止むを得ないことと言わざるを得ない状況である。また、炊事工場で作業に従事できる被収容者が不足し、その影響により休業日に作業を行った被収容者に対して、その代休を速やかに割り振れなかった時期もあったが、炊事工場で作業に従事する被収容者を増員したり、炊事工場の出役人員等の見直しを図ったりした結果、代休を溜めずに割り振るなど現在は改善傾向にある。なお、釈放前や移送前には全ての代休を消化しており、代休が溜まったままの状態でも所から出所した者はいない。
134	黒羽刑	H28.3.31	刑務所は、被収容者に決まり事を周知徹底させるとともに、その決まりに対する違反行為があったとして、注意指導や調査をする場合には、「誰が」、「何を」、「どうしたのか」といった事実確認をしっかりと行った上でその結果を説明することを求める。	職員は、被収容者の円滑な社会復帰及び改善更生のために必要な注意指導は行いが、理由もなく注意指導をすることはしていない。今後とも、被収容者自身が、なぜ自分が注意指導を受けているのかをきちんと分かりやすく理解させ、本人の改善更生及び社会生活に適應する能力の育成に資するような処遇を行っていききたい。
135	黒羽刑	H28.3.31	視察委員会ニュースは、被収容者が所内でどのように生活していくべきかの情報が記載されているので、掲示期間をより長くすると共に回収後もまとめておき、必要に応じて閲覧できるようにすべきである。	視察委員会ニュースの、掲示期間の延長及び掲示期間終了後の被収容者に対する閲覧方法等について、今後更に検討していききたい。
136	喜連川セ	H28.3.29	刑務官に対する研修及び訓練を行うにあたっては、被収容者の人権の尊重、施設の規律及び秩序を適正に維持するため執る措置については、必要な限度を超えてはならないこと及び人権問題に関する外部の有識者を講師とする講義などの活用に留意して実施されたい。	職員個人の人権意識や処遇技術を向上させるため、各種職員研修の実施に努めているところであるが、委員会の意見を踏まえ、平成28年度において、外部の有識者による研修を実施するなどし、各種研修を更に充実させる。
137	喜連川セ	H28.3.29	被収容者の処遇にかかる法令・訓令その他種々の取扱い要領を職員自らによく理解させて周知し、もって、被収容者にもこれら取扱い要領がよく理解できるよう、より公平かつ透明性のある処遇を行うための基盤を整えるよう努められたい。	法令の内容についての職員の理解を容易にするために各種指示の整備に努めるとともに、被収容者に係る処遇内容に変更があった場合は、速やかに書面等で周知させることとする。
138	喜連川セ	H28.3.29	被収容者に対して行っている健康診断の結果を、健康診断を受けた全ての被収容者に知らせるよう取扱いを改めることを検討されたい。	通常の診療業務を実施しながら、健康診断を受けた全被収容者に対してその結果を個別に告知・説明することは当センター及び診療所の業務を少なからず圧迫することから極めて困難であると考えている。しかしながら、御指摘の趣旨は十分に踏まえて、検査結果の告知の在り方を検討し、改善に努めることとする。 なお、大腸がん検診や希望者に対して実施しているHIV抗体検査の結果については、異常所見の有無に関わらず告知・説明を行うなどしており、今後とも診療所等の業務量などの諸事情を考慮した上で、可能な限りの説明責任を果たしていくように努めることとする。
139	前橋刑	H27.5.21	職員の被収容者への呼び方や注意の仕方について、苦情が多数出されているので、配慮されたい。	職員は、場合によっては厳しく注意指導をすることはあるが、日常的に粗暴な言辞を発しているものではない。しかし、同種苦情については毎回出されていることから、研修など機会あるごとに、監督者から職員に対し、注意喚起を行い、人権意識の向上を図っていく。
140	前橋刑	H27.5.21	出所時に携帯電話を保有できるよう出所前にその差入れを認めてほしいとの要望があり、現在の社会状況からすると携帯電話は必需品とみられるため配慮されたい。	平成27年10月8日付所長指示第51号をもって、「釈放の際に必要な認められる物品は、出所時の時候に合った衣類及びその他円滑な釈放のために必要と認められる物品とし、預置物品の限度内で受け付ける。」と改正し、携帯電話の差入れについても必要に応じて認めることとした。
141	前橋刑	H27.5.21	実施した血液検査の結果を教えてほしいとの要望について、特に問題はないため教示されたい。	血液検査の結果については、当該被収容者に対し教示している。
142	前橋刑	H27.5.21	投与された薬の種類を教えてほしいとの要望について、特に問題はないため教示されている。	医師の診察の際、医師が薬の説明をしており、准看護師の資格を持つ職員においても説明している。
143	前橋刑	H27.7.22	所長に対する苦情申立ての処理が遅いとの苦情があるため、迅速な処理をされたい。	回答まで、おおむね1週間から1か月での処理に努めているところ、出願件数が増加した場合は、同期間で処理できないこともあるが、迅速な処理に努める。
144	前橋刑	H27.11.11	使用期限の切れたぜん息の薬を投与され、体の異常はなかったとのことであるが、薬の管理には注意されたい。	今後、被収容者に投与する薬については、2名以上の職員で使用期限を確認することを徹底した。
145	前橋刑	H27.11.11	冬季に使い捨てカイロの使用を認めてほしい要望が出ていることから検討されたい。	当所において、未決拘禁者の希望者に同カイロの使用を認めているところ、懲役受刑者の使用の可否については個別判断している。
146	前橋刑	H27.12.17	冬季処遇において、本年は許可がなければ、手袋、耳あてが使用できなくなったため、昨年と同じように使えるよう配慮されたい。	昨年度までは、使用の申出があった場合、使用を認めていたところ、訓令上、手袋・耳あての使用は、特に必要があると認められる場合に限られるとされており、本年度は、当該訓令が定める要件を踏まえ、当該被収容者の手及び耳の状態を確認した上で、その必要性を判断する取扱いとしている。
147	前橋刑	H27.12.17	群馬弁護士会の住所の教示願いをしたが、自分で調べると言われ教示されなかった。人権侵害にも関わることでもあるため、教示されたい。	当所に関係のない私的案件に関する情報の収集については、基本的に、被収容者が自ら行うべきであるが、頂いた御意見を踏まえ、以後、群馬弁護士会の住所については教示する取扱いとした。
148	前橋刑	H28.3.31	食事に対する苦情・要望は複数あるところ、特に味が薄い、塩分が少ないという苦情が多数ある。これについては、減塩対策との回答を得ているところ、被収容者に対し、その周知をお願いしたい。	以前から、しょうゆ及びソースについては小袋に代えて支給するなどして減塩対策を実施しているところ、平成28年3月23日、全受刑者（閉居罰中、保護室収容を除く）に対し、実施した「食事し好調査」で配付した「し好調査表」において、「健康増進法により、1日の塩分摂取目標値（成人男性）は8.0gと定められており、現在、徐々に目標値に向けて、減塩に取り組んでいます。」と記載してあるとともに、告知放送をして周知している。
149	前橋刑	H28.3.31	貴所においては、平成25年から3年間常勤医師が不在である。「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律」が施行され、兼業禁止の緩和、フレックスタイム制が導入されたことから、常勤医師の確保に努められたい。	矯正施設における医師の不足は全国規模の問題であるが、同法律が施行されたことで、以前より矯正施設での勤務がしやすくなったことから、当所全体で積極的な広報活動をして、医師の確保に努めたい。
150	前橋刑	H28.3.31	職員の年休取得状況が十分ではなく、被収容者の外部入院に伴う勤務のため、週休の取得もままならない状況にあるとのことである。貴所だけで解決できることではないが、職員の増員を求める。	職員増員については、施設として解決できる問題ではないため、上級官庁へ報告する。
151	前橋刑	H28.3.31	申請から診察までに時間が掛かるとの不満が多いため、配慮されたい。	医師の診察は緊急性のある場合を除いては、原則順番に実施しているところ、常勤医師不在のため、多少の時間が掛かってしまうのはやむを得ない。緊急を要する症状については直ちに診察を実施したり、外部病院に搬送するなどして適切に医療行為を実施している。
152	千葉刑	H27.8.25	入浴場に体重計を設置して欲しいとの要望があるので検討されたい。	平成27年9月19日に整備した。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
153	千葉刑	H27. 8. 25	舎内掃の担当者は、作業所のとなりで昼食を取っている状態なので、食堂において食事ができるように配慮されたい。	食事場所を見直し、食堂において食事をする事とした。
154	千葉刑	H27. 8. 25	経理係による他人の信書や私物の覗き見がないよう注意されたい。	巡回時等に、担当職員に注意喚起を行った。今後も引き続き注意喚起をしていきたい。
155	千葉刑	H27. 10. 13	旧共同入浴場へのヒーターの設置を検討して頂きたい。	平成28年1月20日に設置した。
156	千葉刑	H27. 12. 22	就寝時明るくて眠れないと訴える者がいるので、管理上差支えない限りでの工夫を検討して頂きたい。	夜間は、自殺事故防止等のため、室内の状況が把握できるよう常夜灯を点灯していることを御理解いただきたい。
157	千葉刑	H28. 1. 21	単独室内の扇風機の設置を検討して頂きたい。	多額の予算が必要となるため、予算状況を勘案し、必要性の高い箇所から段階的な設置を検討する。
158	千葉刑	H28. 1. 21	電子辞書の使用を認めるよう取り計らって頂きたい。	電子辞書については、受刑者からの申出内容及びその用途等を踏まえ、必要性を検討の上、使用を許可している。
159	千葉刑	H28. 3. 28	本年度も複数の受刑者から特定の職員に対するクレーム（乱暴な言葉遣い、個人情報を漏らす等）が寄せられていることから、更に職員に対する注意指導を徹底して頂きたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、人権教育については、職員研修等の機会等を通じ、注意喚起をしている。また、矯正職員の使命を全員に携帯させ、被収容者の処遇に当たった基本姿勢について意識統一を図っているところであり、今後も引き続き研修等を実施し、指導していきたい。
160	市原刑	H28. 3. 29	歯科治療の申出から、診察までの期間が約2か月となっていることから、1か月に短縮するように改善を要望する。	診察までの期間の短縮を図るため、診察回数等について招へい医師と調整している。また、被収容者の歯科疾病の程度を踏まえて診察の優先順位を考慮するなどして対応しており、引き続き、適時・適切に必要な医療を実施することができるよう努める。
161	市原刑	H28. 3. 29	暖房の入切に当たり、部屋の場所によって温度差があり、寒いとの訴えが出ないよう温度計測の工夫をされたい。	各収容区画の廊下中央付近に設置した、いずれかの温度計が15度以下の場合に全区画一斉に暖房を入れ、19度に達した場合に区画ごとに切っており、部屋の温度は基準にしている。
162	市原刑	H28. 3. 29	一部の職員について、高圧的であるなどの苦情が多く、問題行動のある受刑者を指導していないという指摘があるので、職員教育に意を用いてほしい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、受刑者に対する言動や注意指導の在り方について、今後も注意喚起を継続していく。
163	八王子医刑	H27. 9. 3	視察委員会宛ての意見・提案用の用紙を自由に持ち帰れるよう要望する。	経理係を除く被収容者に対し、運動終了後に居室へ持ち帰ることができるよう改善した。
164	八王子医刑	H27. 9. 3	炊事作業終了後の入浴時（湯船、シャワー）の湯温が低すぎるので改善することを検討されたい。	湯温の低下について点検を実施し改善を図る予定である。
165	八王子医刑	H27. 9. 3	受刑者に対する職業訓練の選考基準はなにか。また、その結果を説明することを検討されたい。	受刑者に対し、職業訓練の種目、内容、実施期間、応募基準等を掲示して周知しており、審査会において、本人の動機、意欲、出所後の就労状況、所内行状等、本人の適格性を総合的に判断している。また、決定内容は本人に告知している。
166	八王子医刑	H27. 9. 3	炊事工場早出の際、他の者が睡眠を妨害される事実はあるのか。部屋割り等で改善できるか検討されたい。	炊事工場就業受刑者の早出と並出及び免業の者は同一居室であり、部屋割りは毎日転室しなければならない実施は困難である。
167	八王子医刑	H28. 3. 31	冬季の室内の温度が低すぎるとの指摘が職員及び受刑者から出ているので、ヒーターやスチームの活用し冬季の寒さ対策を講じられたい。	冬季の寒さ対策の一環として、平成27年12月に小型ストーブから大型ストーブへ更新や新規整備を行った。
168	八王子医刑	H28. 3. 31	医療部門と処遇部門の情報共有による連携強化に取り組んでいただきたい。	総務部、処遇部及び医療部の職員が集まる幹部会議のほか各種会議、委員会等を活用し、情報の共有を行っている。また、平成28年3月からは、保健課に刑務官を増配置し、処遇部と医療部との情報交換等連携に努めている。
169	八王子医刑	H28. 3. 31	医療刑務所には休養受刑者のみを収容し、治療に専念させ、経理受刑者の収容をやめ、現在の経理受刑者の刑務作業としての営繕作業を廃止し、かかる作業についてはPFI等を活用し、外部の専門業者に委託するよう提案する。	施設の収容区分については、当所限りでは対応できない事項であり、上級官庁に伝達したい。 なお、転移予定の矯正医療センター（仮称）では、給食及び洗濯作業について、PFI事業を活用した施設運営となる予定である。
170	府中刑	H28. 3. 30	意見・提案書の用紙の交付を受けたり、提案箱に投函する際に受刑者に願せんを提出させている手続は不要と思われるので、原則は自由に用紙を受領できる運用とすべきである。	投函時の願箋の必要性について、工場就業者は工場出役時に提出できるよう共同室、単独室ともに居室棟出入口に投函箱を設置しているところ、職員は被収容者からの意見書提出の意向を把握していれば、当該被収容者を隊列の最後尾に配置させるなどして投函しやすいように配慮するとともに、他の被収容者の行進等の弊害にならないよう配慮している。 また、昼夜居室処遇の被収容者については、投函箱を設置して、願箋が提出された際に当該被収容者を連行して自ら投函させる等の運用としており、職員が願箋により提出意思を確認する必要がある。このような運用の趣旨は、当所は多数の処遇困難者を収容しているところ、意見書を各所に設置し、被収容者が自由に意見書の交付を受け、自由に投函する運用とした場合、以前にも回答しましたとおり、メモ代わりに利用されることはもとより、いたずら目的で意見書を全て持ち去ること、また、現在でも工場出役時に隊列から突然離脱して走ったり、暴行する事案があること、言葉の通じない外国人被収容者が多数いることから、出役時に投函箱の前を通過する機会に自由に受領又は投函させることによる突発的事案を回避できなくなるなど規律等に支障を生ずるおそれが顕著に認められるところである。また、御指摘のとおり、運用を自由投函等の方式に変更して問題が発生した後に該当する工場や居室棟ごとに願箋を徴するなど、段階的に対応するとの運用は、仮にそのような運用とした場合、結果として、一部の被収容者の行為により他の被収容者の用紙の受領及び投函等の自由が奪われることとなるため、かえって被収容者からの不満等を生じることも考えられるところである。 以上の理由等から、当所では職員が「意見書の交付から提出まで」の手続を一律に管理しているものであり、その必要性について御理解願いたい。
171	府中刑	H28. 3. 30	面接による調査依頼に対する施設からの回答を受刑者へ伝達する手段がない。そのため再度視察委員会の面接を受け、同じ内容の調査が依頼されることがあり、そうした受刑者には、施設側から直接当該受刑者に調査結果を伝達する柔軟な運用を行うことを考えてもらいたい。	委員による面接は、視察委員会が、刑事施設の長に対する適切な意見を述べる前提として、刑事施設の運営の状況を的確に把握する手段の一つとして認められているものであり、個々の被収容者の不服を処理するものではないことから、その趣旨を踏まえれば、当所が視察委員会に対して行った情報提供の内容について、当該面接をした被収容者に対しても個別に説明することは、相当ではないと考えている。
172	府中刑	H28. 3. 30	受刑者に給与される朝食について、受刑者からワンパターンであるとの苦情が寄せられているので、改善を求めたい。	献立は、毎月、給食管理委員会において検討しているところ、朝食の献立については、1週間サイクルで曜日ごとに同じ組合せとならないように工夫を図る予定である。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
173	府中刑	H28. 3. 30	受刑者から配膳される食事の量に差があるとの苦情が多く寄せられている現状にある。そこで、どのように配膳を行っているかを受刑者に細かく知らせることにより、食事の量に差をつけることができない仕組みになっていることを丁寧に説明することも必要である。	食事の分量については被収容者間で不均等が生じないよう職員が確認・調整した上で配食しており、これは被収容者間の不公平を防止するためであり、食事の分量に限らず処遇全般において行われている原則的な運用であることから、改めてそのことを被収容者に説明する必要は乏しいものと考えている。他方、食事の分量に不服を申し立てる者の多くは、恣意的に自己の食事の分量を減らされているなどの被害妄想的な考えに固執して職員の説明に納得しないことが多いことも理解願いたい。
174	府中刑	H28. 3. 30	工場に時計を設置してほしいとの要望があり、支障がないのであれば、設置することが望ましいと思われる。	各工場には、時計が設置されている。
175	府中刑	H28. 3. 30	自弁物品の購入価格が高すぎるとの苦情が寄せられており、より安価な物品が市場で提供されている場合には、施設が独自に物品を調達する余地を認めるよう上級官庁に要望するなどして、受刑者がより安価に自弁物品を購入できるよう工夫を講じるべきである。	刑事施設が直接自弁物品の調達・販売を行うことは、そもそも法令上可能か疑義がある上、管理運営上も困難である。なお、当所の指定事業者は、全国的な公募により適正に選定された事業者であり、自弁物品の価格等について、施設限りで対応することはできない。
176	府中刑	H28. 3. 30	外国人受刑者が抗弁をしたとの事案で、本人がなぜ単独室に収容されたのか理解していない事案があり、外国人受刑者の権利・自由を制限した際には、できる限り速やかに通訳人を介して丁寧に告知すべきである。	外国籍を有し、日本語の理解力が乏しいなどの事情が認められる被収容者の処遇に当たっては、引き続き当該被収容者が理解できるよう説明等に努めていきたいと考えている。
177	府中刑	H28. 3. 30	通称名を使用している受刑者に対し、その使用をいったん認めたのであれば、その都度確認することは不要だと思われるので改善を求めたい。	通称名の使用については、複数の通称名を有している者もあり、事務の過誤防止のため、その都度、当該通称名を使用する理由について疎明させているところ、面会受付、受信及び差入れについては、改めて確認することなく通称名により受付等を行っている。
178	府中刑	H28. 3. 30	被収容者の夏場の健康維持のため、居室内に扇風機を備え付けるよう求める。	扇風機を設置した場合、既設設備のままでは電気容量が不足し、電気の供給停止、過負荷による火災等の問題が発生するおそれがあり、電源供給設備大規模改修工事が必要であるため、多額の費用が見込まれる。上級官庁に対し予算要求するとともに、扇風機を設置した場合における東京都条例に基づく二酸化炭素の排出削減義務を達成できるための方策を今後、検討していきたい。
179	府中刑	H28. 3. 30	被収容者歩行時の行進について、少人数の職員での逃走等の防止を図り、また、災害時の避難の際に整然と速やかに行動できるよう、集団動作をさせることが必要であるということだが、もう少し自然に歩かせても目標を達成できると考える余地もあるように思われ、その必要性について改めて検討されたい。	職員は被収容者に対して、節度をもって行進するよう指導しているところ、被収容者が両腕を自然に伸ばして前後に振っていることが達成されていれば、個別に注意指導することなく被収容者の自主性に任せている。
180	府中刑	H28. 3. 30	喘息吸入器に関しては、受刑者が使用する度に、消毒液で消毒したものを他の受刑者も使用しているとのことであり、個人用とすることを検討されたい。	現在、衛生面を考慮した、新たな仕様の喘息吸入器の導入を検討している。
181	府中刑	H28. 3. 30	他人が使用した寝具で未洗濯のものは使用したくないという意見はもっともであると考えられるところ、受刑者が居室を変った際は、寝具も一緒に移動させる運用とすれば、洗濯の頻度を増加させなくても対応が可能であると考えられるので検討されたい。	被収容者を転室させる必要が生じた場合、事前に移動先の居室に備えてある寝具を使用させている。被収容者の転室については、反則行為を行った者や体調を崩した者等、夜間、休日を問わず、頻繁に行われている実情にあるところ、被収容者が転室するたびに、日用品や書籍などの保管私物に加え、寝具のような大きな物品を移動させることは、保安上、支障を来すおそれが顕著に認められる。他方、転室先に事前に準備している寝具は、当該居室備付けのものではあるが、シーツ、枕カバー、掛布団に装着する襟カバー等の肌と直接触れる部分が多いものについては洗濯済みのものに交換しており、他者が使用したものをそのまま使用させる運用は行っていない。
182	横浜刑	H28. 3. 25	准看護師の資格を有する刑務官が6名で医療に従事していることは、十分な対応が難しいのではないかと不安があるため、引き続き医療スタッフの育成・増員に努められたい。	当所職員（刑務官）を八王子医療刑務所准看護師養成所や外部医療機関の准看護師養成所に入所させるなど、准看護師資格取得させるために尽力しており、今後も、准看護師等有資格者確保に向け更なる取組みを継続したい。
183	横浜刑	H28. 3. 25	改善指導を受けたことが仮釈放の実現や出所後の受け入れ施設の確保に必ずしも結び付いていない傾向も見受けられるので、これまで以上に、更生保護施設との連携強化に努められたい。	改善指導の受講が仮釈放に直結するものではないが、より効果的な指導を行える体制を整えるとともに、出所後の受け入れ体制についても、関係機関と積極的に調整を図るなど調整に努めたい。
184	横浜刑	H28. 3. 25	定期的にアンケートを実施するなど、引き続き食事に関する意向の的確・十分な把握に努めて頂けるようお願いしたい。	献立作成に当たっては、被収容者に対するアンケート調査の実施結果を参考として、特に成人病予防対策としての塩分や栄養素及び献立のバランスに配慮して、可能な範囲で被収容者の嗜好を取り入れる工夫をしており、今後も的確な把握に努めたい。
185	横浜刑	H28. 3. 25	管理栄養士は現在非常勤であり、その担当業務は多岐にわたるためと認められることから、単年度雇用の嘱託から、業務の困難度に相応な待遇の確保や勤務の継続性や安定性の確保に向け、長期的な雇用の確保ができるよう改善がなされるべきである。	管理栄養士の待遇については、国家公務員法等に基づくものであり、施設限りでは対応できないが、本人の能力向上のため各種研修などに積極的に参加させるなど、その能力を十分に発揮できるよう努めている。
186	横浜刑	H28. 3. 25	工場や居室等被収容者と直接職員が接する場所については、職務遂行の適正を客観的に担保する意味からも、刑事施設という施設の特長から考えても、職員を2名体制にするなど、十分な職員配置が望まれる。	職員の増員が必要な問題であり、当所限りでは対応できないが、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。
187	横浜刑	H28. 3. 25	職務能力向上の観点からも、年次有給休暇の取得率のアップ、連続休暇の取得など、年次有給休暇の取得の励行をお願いしたい。	前年度はワークライフバランスの推進を施設の運営目標として掲げ、全職員が同目標達成のため取り組んでおり、今後も引き続き取り組むとともに、さらに良好な職場環境作りを努めてまいりたい。
188	新潟刑	H28. 3. 30	常勤医が存在しない状況を放置せず、常勤医を確保するための活動を従来以上に積極的に行うとともに、上級庁と連携して適切な医療体制の構築を図ることを求める。	常勤医師の確保に向け、医師会やインターネット等あらゆる情報網を活用して医師の求人活動を継続的に行うとともに、矯正医官特例法、矯正医官修学資金制度、矯正医官として勤務することのメリットについて、医療関係機関等に向けて積極的な広報活動を展開し、常勤の矯正医官を確保の上、適切な医療体制の構築を図る。
189	新潟刑	H28. 3. 30	職員の仕事上のストレスによる健康リスク要因の適切な把握と実効性のある改善計画を立案することを求める。	平成27年12月1日付けで人事院規則が改正され、いわゆる「ストレスチェック」を年1回実施することとなったので、平成28年度中に実施するが、職員には受検義務がないため、より多くの職員に受検してもらえるよう広報する。また、職員のメンタルヘルス対策として、平成27年度から矯正管区に専門的知識を有する「矯正管区メンタルヘルス相談員」（非常勤職員）が配置されており、これを活用して心の健康の増進を図る体制も整備されている。
190	新潟刑	H28. 3. 30	高齢受刑者に対する「養護的処遇」体制の整備を早急に行うとともに、さしあたり高齢者処遇対策プロジェクトチームの活動計画を立案することを求める。	高齢者処遇対策PTに基づき、特別調整やその範疇からこぼれた高齢・障害のある受刑者を洗い出し、生活支援定着センター等との調整を行っているところ、引き続き、この活動を継続していく。また、高齢受刑者に対する処遇面での配慮については、予算面を考慮しつつ、実現可能な案件を進めていく。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
191	新潟刑	H28. 3. 30	事務の合理化・効率化という観点から、各部署の業務内容について努力に見合うだけの効果を得られているかを精査し、各部署の事務内容を再検討することを求める。	現状においても、従前、刑務官が担当していた業務のうち、非権力的業務については、民間に委託するなどして効率化を図ってきたところであるが、更なる効率化を図る。
192	甲府刑	H27. 5. 28	入所者の年齢も高くなっており、常勤医師の採用について考慮されたい。	常勤医師の確保のため、医療機関等へ赴き、矯正医官の募集や矯正医療に関する広報等を積極的に実施している。
193	長野刑	H28. 3. 31	被収容者に対する職員の言動についての指導等を行ってほしい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、今後も引き続き、職員研修等の機会を通して、人権意識の啓発に努め、適切な言葉遣い等について注意喚起する。
194	長野刑	H28. 3. 31	ナイロンタオルの購入を認めるように検討を進めてほしい。	本年6月から購入を認める方向で準備中である。
195	長野刑	H28. 3. 31	夏季及び冬季における突発的な高温時や低温時には、柔軟な対応をするように検討してほしい。	現時点で考えられる可能な対応はしているが、今後も予算事情を勘案し、創意工夫して対応したい。
196	長野刑	H28. 3. 31	移送の連絡や性犯罪再犯防止指導メンテナンスの実施の連絡が他の受刑者に明らかとならないようにしてほしい。	移送の事前告知はしておらず、性犯罪再犯防止指導メンテナンスの実施連絡についても他の受刑者に対して明らかにならないように配慮している。
197	長野刑	H28. 3. 31	施設運営及び施設の安全確保の観点から早期に第5期、第6期の工事が実現するようにしてほしい。	新営工事再開については、施設限りでは対応できないが、今後も引き続き上級官庁に要望を行っていく。
198	静岡刑	H27. 6. 10	被収容者の熱中症防止の対策について適切に行われたい。	全被収容者へのうちわの貸与、エアコン・扇風機の使用のほか、十分な水分補給などの対策を執っている。
199	静岡刑	H27. 6. 10	被収容者に熱中症が生じた場合に緊急の対応ができる体制を整えられたい。	体調不良者を認知した場合には、直ちに職員から医務部へ連絡をするなどの体制を整えている。
200	静岡刑	H27. 6. 10	刑事収容施設法第170条に照らし、「所内生活の心得」に意見提案制度利用等に対する不利益取扱いの禁止を記載すべきである。	法第170条は、委員会に対する意見提案制度を対象としたものではない。
201	静岡刑	H27. 6. 10	往復はがきを使用する手続について、願箋提出を省略するなど見直されたい。	紛失等の事故防止目的のため、申請理由やはがきの形状を記載した願箋を提出させており、現状のままとする。
202	静岡刑	H27. 6. 10	野菜等の調理材料の切りおきについて見直されたい。	調理材料について、前日の切りおきをすることもあるが、改正衛生マニュアルののっとり適切に行っている。
203	静岡刑	H27. 7. 27	防災訓練を全く行っていないのであれば、実施されたい。	受刑者及び職員を対象とした避難誘導訓練を毎年9月に実施している。
204	静岡刑	H27. 7. 27	受刑者の食事の食べ残しの減少を図るよう努められたい。	残飯量の調査は行っていないが、職員等を通じて残飯量や受刑者の食事の嗜好について把握し、残飯の減少に努めている。
205	静岡刑	H27. 7. 27	誕生菜の特食のパンケーキに卵やマーガリンを使用することを認められたい。	誕生菜の特食にマーガリンは支給しているが、卵も使用すると誕生菜一人当たり指定額60円の範囲を超えるため、使用していない。
206	静岡刑	H27. 9. 7	暑熱環境が厳しい時期の身体衛生について、適切に実施されたい。	6月から10月の間は入浴を週3回のほか、盛夏期には昼食後及び仮寝前の拭身等を行っている。特に衛生に注意する必要がある工場においては、正規の入浴該当日以外にも特別に入浴を行わせている。
207	静岡刑	H27. 9. 7	工場での作業中に地震が発生した場合に備えて、身体保護のための適切な指示をされたい。	地震発生時には速やかに作業をやめさせ、防災用ヘルメットを着用、電源切断をするよう指導している。
208	静岡刑	H27. 9. 7	工場での作業中に地震が発生した場合の身体を守るものとして、三角防護頭巾を整備されたい。	全工場就業者に防災用ヘルメットを整備していることから、三角防護頭巾は不要である。
209	静岡刑	H27. 9. 7	被収容者に処方された精神安定剤等を隠匿させられないように投薬方法を適切なものとされたい。	向精神薬については、自己所持させず全て担当保管業とし、職員が薬の管理及び服用確認を行っており、薬の隠匿防止に努めている。
210	静岡刑	H27. 11. 17	暑熱環境が厳しい時期に上衣着用を強制している事実があれば、見直されたい。	作業安全衛生管理上の必要から、工場における作業の業種によっては、作業中、上衣着用を義務付けている場合はあるが、それ以外では上衣着用の強制はしていない。
211	静岡刑	H28. 3. 31	年間最低でも6回の委員会の実施が必要であるところ、今年度は6回の委員会が開催されたものであるが、次年度も同様に開催されるよう継続努力されたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
212	川越少刑	H27. 6. 22	写経を書くための筆ペンは、中字用のみであるが、他の種類を購入させることを検討願いたい。	筆ペンは中字用のみとしても、写経を書くとき、その他通常の受刑生活において、不便はないものとする。ただし、改善更生に資するもの等の理由により、特別に規格外のものを購入することは可能である。
213	川越少刑	H27. 9. 8	特別購入の制度を被収容者に周知することの対応を検討願いたい。	特別購入に限らず、処遇についての疑問等があれば、担当職員に相談することを入所時に告知しており、また、居室に備え付けの生活のしおりにも記載している。
214	川越少刑	H27. 9. 8	視察委員会への面接を申し出た人からの質問については、個別に施設から回答することを検討願いたい。	委員による面接は、視察委員会が、刑事施設の長に対する適切な意見を述べる前提として、刑事施設の運営の状況を的確に把握する手段の一つとして認められているものであり、個々の被収容者の不服を処理するものではないことから、その趣旨を踏まえれば、当所が視察委員会に対して行った情報提供の内容について、当該面接をした被収容者に対しても個別に説明することは、相当ではないと考えている。
215	川越少刑	H27. 12. 21	部屋のほうきを便所周りや共用で使用することは、非衛生的で、用途も異なることから、別々にほうきを用意することを検討願いたい。	各居室には便所掃除用の雑巾を備え付けおり、ほうきを使用することなく便所周りの掃除をすることが可能である。
216	川越少刑	H27. 12. 21	洗剤の補充日、ゴミ捨ての曜日、官本の交換日、靴下の洗濯日などを口頭だけでなく、生活のしおりに記載するなど、掲示等で周知することを検討願いたい。	各工場又は居室棟によって指定日が異なり、日にちが変更されることもあるので、生活のしおりへの記載はしないが、工場では告知を掲示している。また、居室棟就業者には口頭による告知のみであるが、毎日職員と対面で用務を実施していることから確実に伝達することができる。
217	川越少刑	H28. 1. 25	購入できる便箋を再生紙に変更したことにより、購入できるペンとの相性が悪い実情があるのであれば、ペン又は便箋の品目を増やすことを検討願いたい。	品目を増やすことを検討する。
218	川越少刑	H28. 1. 25	ハンガーは、購入するときは3本組であるが、フックが1つしかなく、また、1つに3本を掛けたら重さで折れる実情があるのであれば、フックを増やすことを検討願いたい。	フックの増設は私物棚や掲示物があることから、居室壁に十分なスペースが確保できないため、現状では増設することができない。なお、保安上の理由からフックの荷重制限は、2キロ程度である。
219	松本少刑	H28. 3. 3	社会との連携を今以上にさらに向上されたい。	従前、参観の実施時間帯を午後に限定していたところ、業務改善により午前中も実施可能とした結果、参観者が昨年に比して約1.5倍増となっている。また、職員が市又は町内会主催の行事に積極的に参加するなどして地域社会との連携強化を図っている。今後も十分なPRを行っていききたい。
220	松本少刑	H28. 3. 3	有給休暇の取得状況等に特に注意を払い、職場環境の改善を図られたい。	効率化策推進委員会を立ち上げて各種業務効率化を実施した結果、昨年度に比して徐々にではあるが年休取得率が増加している。今後も引き続き業務効率化を図り、職場環境の改善を行って年休取得率を増加させていきたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
221	松本少刑	H28. 3. 3	受刑者の社会復帰を促し社会の受刑者に対する理解を高めるためには外部通働作業が重要なものであることから、外部通働作業をより一層充実させたい。	外部通働作業を開始して今年で4年目を迎えるに当たり、さらに、協力企業や対象人員を増加するなど拡大発展に努力し、絶やすことなく、外部通働作業の充実を図っていく予定である。
222	松本少刑	H28. 3. 3	飯田拘置支所及び飯田拘置支所附属の職員官舎が老朽化しており、耐震性にも問題があると考えられるため、早急に建て替えられたい。	同支所庁舎及び官舎の建替えについては、法務省等の上級官庁に対して、毎年建替えの要求をしており、今後も具体的な必要性について説明することとしている。
223	松本少刑	H28. 3. 3	食事の異物混入について、注意されたい。	平素から関係職員及び炊事工場就業者に対して注意を喚起するとともに、原材料の納品検査を厳重に行っているほか、納入業者に対しても指導を行っている。今後も適切な給食衛生管理を実施していく。
224	松本少刑	H28. 3. 3	未決勾留施設のうち、屋外運動場については、みすばらしいことから、建て替えられたい。	未決拘禁者の屋外運動場の建て替えについては敷地の関係上限界もあり、当所限りでは対応できない事項であるため、意見については、上級官庁に報告する。
225	東京拘	H27. 11. 4	死刑確定者の親族以外の外部交通は5人までといういわゆる5人枠の制限について、当局より5人枠という制限はない旨の回答を得たものの、被収容者との面接や意見書などから、当局が外部交通の可否を判断する際に、実質的に人数制限を行っているのではないかとこの疑念を抱いている者も多く存在する。昨年度も指摘したように、恣意的な運用が懸念されるため、運用にあたって、細心の注意を払ってほしい。	刑事収容施設法は、死刑確定者の信書の発受の相手方及び面会の相手方について、その上限を制限する規定は置いておらず、これに基づき、当所においても、相手方の上限人数については何ら制限していないところ、外部交通を許可方針とするか否かは個別の事情等を考慮して判断している。
226	東京拘	H28. 3. 9	本年度も一般面会の拡大を求め、当局も拡大に向けた努力をしているが、面会の重要性にかんがみて、引き続き面会の拡充を求めたい。	面会の回数や時間という制限は、当所の人的・物的設備が有限であり、多数の被収容者を収容する中で、被収容者に等しく面会の機会を保障するためのものであるところ、今後もでき得る限り、公平平等を旨とし、面会時間の延長に努めるなどして面会の拡充に努めてまいりたい。
227	東京拘	H27. 5. 20	弁護士の面会は、無立会で行うことができるが、依然として観察窓から観察するなどの行為が行われており、これは実質的に立会と同様の効果を持つことから、引き続き改善を求めたい。	職員が、面会室の視察窓から一時的に視察することは、当所の規律及び秩序の維持上実施しているものであり、秘密交通権を侵害するものではないので、御了解願いたい。
228	東京拘	H27. 5. 20	再審のための弁護士との面会においては実際に職員の立会があったこともあるが、再審のための弁護士の面会はこれから裁判を行うためのものであり、むしろ被告人と同様に考え、無立会にすべきである。死刑確定者と弁護士の再審請求に向けた打合せのための職員の立会のない面会について、刑事施設の規律・秩序を害する結果を生ずるおそれがあるなど、特段の事情がない限り、これを許さない刑事施設の長の措置は裁量権の逸脱又は濫用であると最高裁平成25年12月10日判決の趣旨が尊重されるべきである。	被収容者と再審請求に関する打合せ等を行う弁護士の面会について、平成25年12月の最高裁判例においても、一律に職員の立会を許されないものとはされておらず、刑事収容施設法第121条等の関係法令に基づき、職員の立会の有無について適切に判断しており、今後も同様に最高裁判決の趣旨をも踏まえつつ、適切に判断していきたい。
229	東京拘	H28. 1. 13	今年度2月1日より提案箱が大幅に増設され、従来の提案箱一つ残した上で、さらに、壁掛け式のものが所内29か所に設置され、提案箱が計30個になったことは、非常に評価できる。	平成28年2月1日から所内29箇所に提案箱を増設した。
230	東京拘	H28. 3. 9	増設に合わせて、提案箱の投函に際しての願せんが廃止されたことも非常に評価することができる。しかし、その運用方法次第では、提案箱に投函した被収容者が特定されるなどの効果も考えられるため、特定されないよう運用を求める。	現実問題として職員に気付かれずに提案書を投函することは不可能であるものの、投函したことによる不利益な処遇は行っていない。なお、当然のことながら、記載内容については、秘密であることから検査等はしておらず、職員はその内容を知ることとはできず、誰がどのような意見を述べたかを特定することもできない運用としている。
231	東京拘	H28. 3. 9	医師の定員が11名であるのに対して、依然として医師は9名しかいない。診療に関する意見・提案書も決して少なくはなく、医療スタッフの充実を求めたい。特に、診療を申し出ても長時間待たされるという苦情が相変わらず多く、医療スタッフの不足がその根本原因であると考えられる。施設側も、努力していることは理解できるが、医療スタッフの充実のための改善に向けて引き続き努力してほしい。	医師の欠員補充については、上級官庁等と連携の上、その確保に努めているが、定員が充足していないことは事実であり、今後も欠員解消のため努力したい。なお、平成28年度は、常勤医師の当直勤務の負担を軽減するための非常勤職員である当直支援医師を新たに3名確保することができ、また、本年4月1日から常勤医師1名を採用した。おつて、平成27年12月1日に矯正医官の兼業の特例等に関する法律が施行され、矯正医官の勤務環境や待遇について一定の法的改善・向上が図られており、常勤医師の確保に繋がることを期待している。
232	東京拘	H28. 3. 9	歯科診療も相変わらず申出で、2か月弱かかっている。歯の問題は、被収容者が健康的に生活する根本の問題であり、この点についても、引き続き歯科診療の充実を求めたい。	現在、常勤歯科医師1名のほか、非常勤の歯科医師1名で歯科治療を実施しているところ、緊急性及び治療の必要性の高い者から優先的に治療を行っている実情にあり、引き続き複数の歯科医師による診療体制を維持しつつ、適切に歯科治療を行ってまいりたい。
233	東京拘	H28. 3. 9	就寝薬の投与時間は午後7時30分から午後9時までのことであるが、投与される薬の効果により、午後7時30分では早すぎるなどの問題が生じるという意見も出ており、今年度もこの点に関する不満は出てきている。薬の効果により、投与する時間を決めるなどの運用を求める。	就寝薬は、その特殊性から職員が管理している事情にあり、その与薬に際しても単に薬剤を配付することにとまらず、処方を受けた者に確実に与薬するために相応の時間を要するものであり、服用者が多数いるという実情から午後9時の就寝時刻に合わせ、おおむね午後7時30分以降に順次与薬を行っている実情にあることを御理解願いたい。
234	東京拘	H28. 3. 9	性同一性障害により、男性から女性になった被収容者に、当局は、病気ではないとの理由で女性ホルモンの投与を認めていない。しかし、医学的には、女性ホルモンを投与しない場合、更年期障害や抑うつ症状が生じ、骨粗しょう症や脂質異常、動脈硬化などが発生しやすくなるとのことである。したがって、性同一性障害の者にホルモンを投与しないことは、その者の現在の健康状態を不良に変更することとなり、これは、人権保障上非常に問題である。性同一性障害により、性別適合手術を受け、裁判所に戸籍の変更まで認められた者であるのだから、ホルモンの投与を認めるべきである。	矯正施設における性同一性障害を有する被収容者の治療は、平成23年6月1日付け法務省矯正局成人矯正課長及び矯正医療管理官通知「性同一性障害を有する被収容者の処遇指針について」に基づき実施されているところ、当所における性同一性障害を有する被収容者のホルモン治療の実施を一律に否定しているものではなく、今後も被収容者個々の状況等に応じて適切な医療上の措置を講じてまいりたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
235	東京拘	H28.3.9	<p>これまで、被収容者との面接や提案箱の意見で度々、職員の態度や言葉遣いへの不満が挙げられ、今年度も、特定の工場における不満が多かった。昨年度の意見書において、職員の態度や言葉遣いについての指摘を行い、それに対する回答として「職員研修においては、既に各種研修を実施しているが、さらに効果的な研修について企画していく予定である」との回答を得、今年度も特定の工場以外の工場については、ほとんど不満はなかったことは、そのような研修の表れたものと考えられる。しかし、逆に、特定の工場については、言葉や態度が威圧的といった多くの不満が出てきている。これは職員の資質の問題もあり得るが、職員と被収容者との間でのコミュニケーション上の齟齬も原因の一つであり、その結果職員の意図しないような形で誤解や曲解がなされていると思われる。また、食事の配給の際に、食べ物に向けて咳をされたなどの不満も出てきている。引き続き職員の研修を通じて、さらなる職員の資質とマナーの向上に努め、できるだけ被収容者の不満を減らすよう努力していくことを要望する。</p>	<p>職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場面もあるが、職員研修については、既に各種研修を実施しているところ、今後は、被収容者処遇能力向上に特化した研修を企画し実施することにより適切な被収容者処遇の充実に努めてまいりたい。</p>
236	東京拘	H28.3.9	<p>被収容者の不満を少しでも減らすためには、職員の勤務条件が過酷なものにならないようし、職員の精神的な安定を確保することも、その1つの方法であると考えられる。現在、職員の年休取得日数は、処遇部門職員2.3日、事務部門職員4.9日、全体で2.9日という状況であり、他の職種に比べて極めて少ない状況にあるのは明らかである。そして、このような状況が改善されたとの報告も受けていない。今後も職員の増員と予算増を求めるとともに、職員の心身の安定に努め、被収容者の処遇が安全かつ安心なものになるよう、追求してもらいたい。</p>	<p>職員の増員については、当所限りで解決しえない問題であり、意見があったことについては、上級官庁に報告したところである。今後も増員要求を継続するとともに、現有の職員事情においても、業務の省力化等をさらに図り、勤務状況の緩和に努めてまいりたい。</p>
237	東京拘	H28.3.9	<p>当所に勤務する社会福祉士と面談したが、勤務状況について、特に問題はないようである。しかし、同じ管内の社会福祉士及び精神保健福祉士の会議において情報交換しているものの、拘置施設の例は少ないため、不十分な情報しか得られないようである。このような状況下では、自治体との連絡調整や被収容者に対する面接指導を適切に行うことができないおそれがある。今後、他の刑事施設の社会福祉士等との情報交換の機会を設けることを求める。</p>	<p>社会福祉士が他の刑事施設の社会福祉士等と知見を共有できる機会の重要性は認識しており、矯正管区等が主催する刑務所出所者等の社会復帰支援に係る協議会や研修等について、出席できるよう対応しているところであり、平成27年度は3件の協議会等へ出席させるなどしたが、今後とも社会福祉士等業務担当者間における情報交換の活発化に努めていきたい。</p>
238	東京拘	H28.3.9	<p>社会福祉士の増員又は精神保健福祉士の採用を検討を求める</p>	<p>現在、社会福祉士1名が非常勤職員として1週当たり2日ないし3日勤務しており、福祉的支援に関する業務を行っているが、今後、さらに充実した福祉的支援を行うために、更なる配置が必要かを検討し、必要があれば上級官庁に配置に当たって必要となる予算措置について相談することとした。</p>
239	東京拘	H28.3.9	<p>当所では、処遇部指導部門の教育専門官の数は現在1名である。これに対して立川拘置所には2名の教育専門官がいる。受刑者の収容数に比較して、明らかに当所の教育専門官の負担が過重となっている。指導部門の職員からは、実情として最低限のこじかできないとの声も挙がっている。専門職員の負担を軽減する上でも受刑者に対する充実した教育を実施する上でも、教育専門官の増員を求める。</p>	<p>職員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁へ伝達し、教育専門官増員のための働き掛けに努めてまいりたい。</p>
240	東京拘	H28.3.9	<p>これも従来から求めてきたことであるが、死刑執行の告知をせめて前日には行ってもらいたい。これは、国連からも非難されていることであり、死刑確定者の「心情の安定」を害すると考えられることから告知について改善を要望する。</p>	<p>本件については、刑の執行に係る事項であり当所限りでは対応することはできず、回答は差し控えたい。</p>
241	東京拘	H27.9.2	<p>視察委員会として刑場の視察を求めたが拒否回答がなされている。しかし、視察委員会は刑事収容施設の全域にわたって視察する権限を有すること、行刑改革の理念からも刑場の密行主義であってよいとする理由はないのであるから、従前どおり視察を認めるべきである。</p>	<p>刑事収容施設法第9条第2項において、委員会は、刑事施設の運営状況を把握するため、委員による刑事施設の視察をすることができることと規定されていることは承知しているが、刑場は、厳正なる刑の執行の場所であり、施設の運営状況を把握することを目的とする視察にはなじまない箇所であり、その対象外とさせていただいていることを御了解願いたい。</p>
242	東京拘	H28.3.9	<p>テレビやラジオの番組、備付の新聞の種類について、アンケート調査を実施し、その結果を踏まえて決定していることであるが、男女の比率が圧倒的に異なるため、女子の意見が反映されていないのではないかと。女子の意見も反映する工夫を求めたい。</p>	<p>アンケート調査の集計段階において、男女別に集計した結果の傾向を把握するなどした上で、総合的に勘案して決定するよう工夫していきたい。</p>
243	東京拘	H28.3.9	<p>今年度も引き続き、物品制限の理由を被収容者に明かすことを求めたい。被収容者も、物品制限を受けることについては理解しているが、制限を受けた場合の理由がわからずに戸惑う場合が相変わらず多い。</p>	<p>当所では、精神状態が不安定な被収容者について、必要に応じ、自殺等に供される可能性がある物品の使用等を制限しており、その制限品目及び制限内容については、対象となる被収容者の動静等に応じて、個別に判断している。同措置を執ると判断するに至った理由については、当該被収容者に説明すべき性質のものではなく、また、その理由を具体的に説明することにより、偽装を誘発するなど、被収容者の動静把握や心情把握をより困難にさせるおそれが高いことを、御理解いただきたい。</p>
244	東京拘	H28.3.9	<p>昨年度も指摘したことであるが、証拠保全として必要な場合には、弁護人の面会時に面会室での写真撮影を認めるべきことである。これは、弁護人の責任においてなされるべきことであり、これを制限することは許されるものではない。</p>	<p>平成27年7月9日、東京高等裁判所平成26年（ネ）第6249号国家賠償請求控訴事件に係る判決において、証拠保全として行った写真撮影行為は「接見」に含まれると解することはできないと判示されたことと承知しているが、現在、係争中の事案の内容に関わることであり、これ以上の回答は差し控えたい。</p>
245	東京拘	H27.7.8	<p>回答書では、死刑確定者のカルテの開示について、極めて秘密性の高いものであるとのことであるが、その部分を隠してコピーするなど可能であり、秘密情報が記載されているからと言って、一律に開示を禁ずるのではなく、弾力的に運用することが望まれる。面談した死刑確定者の中には、拘禁反応が出ていると思われる者もあり、死刑確定者の心身の健康状態を把握する必要性からカルテの開示をすすめるよう、引き続き求めたい。</p>	<p>死刑確定者のみならず、全ての被収容者の診療録の開示については、病名や治療状況、医師名などの医療上の情報のほか、処遇上の参考となるべき情報なども記録されているため、秘密性の高いものであり、一部であっても開示は困難であることを御理解いただきたい。なお、被収容者に対する医療は国の責務として行うべきものとして、施設内に限らず、施設外の医療機関と連携し、適切に対応している。</p>

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
246	東京拘	H28.3.9	自分の弁護士以外の共犯者の弁護士と面会すると、「家族・友人」との面会にカウントされ、その日は一般面会ができないことになるという点において、当局から、「未決拘禁者と弁護士等との面会については面会の回数を制限していない。受刑者及び死刑確定者の面会の回数の制限については、弁護士であっても回数制限の範囲であるが、面会の要件等、個別具体的な事情に応じ、柔軟に対応している」との回答を得た。「個別具体的な事情に応じ、柔軟に対応している」点では評価できるものの、弁護士以外の共犯者の弁護士は、未決拘禁者の場合には「弁護士等」に含まれるのか、また、受刑者及び死刑確定者の場合には、家族・友人に含まれるのかということが明らかではない。昨年度も指摘したが、共犯者の弁護士は、共犯者の弁護の都合で面会に来ているのであって、通常は友人や家族との面会とはその性質が異なるものである。共犯者の弁護士との面会は本人の希望によるものではなく、むしろ、実体的真実発見のため、共犯者の裁判に協力する側面が強いのであるから、共犯者の弁護士との面会があったとしても、同じ日に友人や家族との面会を認めるべきである。	当所では、被收容者と弁護士等（弁護士又は弁護士になろうとする者）以外の者との面会回数を、法令に基づき制限しているところ、この制限は、当所の人的・物的設備が有限であり、多数の被收容者を收容する中で、被收容者に等しく面会の機会を保障するためのものであり、必要かつ合理的な範囲のものと考えている。 そして、被收容者が、共犯者の弁護士と面会する場合は、弁護士等以外の者と面会する場合に当たり、面会回数の制限の対象となること、共犯者の弁護士との面会を実施した被收容者に対し、当日中に親族等から面会の申込みがあった場合には、個別の事情を考慮して許可判断している実情にある。 なお、刑事收容施設法においては、弁護士（等）と弁護士は明確に分けられており、当所としては、今後とも同法に基づき、適正に面会の運用を行ってまいりたい。
247	東京拘	H28.3.9	「作成した文書図画に当所の規律及び秩序を害する結果が生ずる恐れなどが認められる場合には、必要に応じ、差止等の措置を執ることとなる」との回答を得たが、この趣旨は基本的には被收容者が作成した原稿も他者へ交付することは認めているが、場合によっては認められない場合もあるという趣旨なのか、それとも、原稿は拘留所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとして、一律に禁止するという趣旨なのか。後者だとすると、表現の自由との関係で非常に問題がある。	被收容者が作成した文書図画の他の者への交付については、法令の規定に基づき、交付によって刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがないかどうか等を個別具体的に検討して許可判断しており、一律に禁止はせず、今後とも適正に処理してまいりたい。
248	東京拘	H28.3.9	昨年度も指摘したが、国際人権（自由権）規約委員会から日本政府に対して、死刑確定者の共同処遇が日常的にないことが批判されていることから、引き続き、死刑確定者の運動の共同処遇を行うよう求めたい。	死刑確定者の処遇については、刑事收容施設法第36条において、単独室で行うことが原則とされており、居室外において処遇を行うことも、原則として相互に接触させてはならないと規定されている。また、同条3項に、相互接触の禁止の原則に対する例外として、同法第32条第1項に定める処遇の原則に照らして有益と認められる場合とされているが、相互接触が有益であると積極的に認められる場合とされれば、運動等の処遇を行う場合にも個別的にこれを行わなければならないとされており、同規定に基づき今後とも適正に処遇を実施してまいりたい。
249	立川拘	H28.3.23	眼科、耳鼻咽喉科等の診療で長期間受診できないものや歯科受診で数か月の受診待ちがないよう、診療の頻度についての改善を求める。	眼科等の診療は、医療刑務所の共助、招へい医師や外部病院での診療で対応しているところ、予算上の制約があるため、頻度を増やすことは困難であるが、上級官庁に要望していききたい。
250	立川拘	H28.3.23	医療課担当職員は、看護師の有資格者を採用するなどし、専門性の高い医療担当職員を配置し、医療体制の充実を図ってほしい。	医療従事者の増配置については、当所限りでは対応できない事項であるため、上級官庁に要望していききたい。
251	立川拘	H28.3.23	義歯、眼鏡などの装具の調達に時間を要することになれば、日常生活や健康に支障が生じるので、迅速な対応を求める。	装具の作成等については、相応の期間を要することとなるが、可能な限り迅速な対応に努めることとしたい。
252	立川拘	H28.3.23	睡眠導入剤や精神安定剤等、他施設の常備薬を参考とし、種類を増やすよう求める。	例規に従った薬剤を常備しているところ、睡眠導入剤や精神安定剤等は医師の処方により投与されるものであり、常備薬に含めることはできない。
253	立川拘	H28.3.23	り病者に迅速かつ適切な医療を施せるよう外部医療機関と連携し、日常的に搬送できるよう受入れ体制を構築してほしい。	移送体制を充実するため地域の外部医療機関等との協議会を通じて、医療刑務所との医療共助や外部病院での治療体制を構築し、迅速に対応できるように努めている。
254	立川拘	H28.3.23	短期間收容されている受刑者に対する教育を充実させるため、職業訓練科目や通信教育の種類を増やすよう要望する。	職業訓練は実施していないが、他施設における職業訓練受講の機会を与えて対応している。また、公費における通信教育については、予算の範囲内で実施している。
255	立川拘	H28.3.23	出所を控えた受刑者に対し、社会福祉士による面接指導の機会を増やし、出所後は、保護観察所等の外部機関への引継ぎを円滑に行うよう充実強化を求める。	社会福祉士は配置されていないが、必要に応じて保護担当職員による面接指導を行っており、保護観察所への引継ぎについては、法令に従い、滞滞なく行っている。
256	立川拘	H28.3.23	うつ病等の患者に対する精神科医療体制に加え、専門的なカウンセリングを行うなど工夫し、自殺防止に努めるよう要望する。	精神科医師による診察、心理に関する有資格者である調査専門官や篤志面接委員等の外部協力者などの専門家による相談制度を構築しており、引き続き自殺防止に努めることとしたい。
257	立川拘	H28.3.23	精神障害や知的障害のある未決被收容者に対しては、臨床心理士等の専門家との接見が必要であるから、接見方法や時間については柔軟に対応してほしい。	相手方からの申出に応じ、接見の必要性、本人との関係性等を踏まえ、面会時間を延長するなどして柔軟に対応しており、今後も同様の対応をしていきたい。
258	立川拘	H28.3.23	施設内で購入できる物品の種類を増やすよう求める。	導入が必要と認められる物品については、所内で調整の上、適宜導入しているところであり、引き続き、継続して検討することとしたい。
259	立川拘	H28.3.23	弁護士から未決被收容者に差し入れるノートや便箋類は、公判準備や内省を深めるために必要であるから、制限しないよう求める。	ノート及び便箋は、差入れの都度、個別具体的な判断により対応している。
260	立川拘	H28.3.23	職員の接遇態度に関する不満が認められるので、職員の人権教育を徹底してほしい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被收容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、職員研修を継続的にを行い、被收容者に対する適切な対応についての人権教育を実施しているところ、引き続き、徹底した人権教育を実施することとする。
261	立川拘	H28.3.23	意見提案箱の設置場所や趣旨については、新たに入所する被收容者に対しても周知し、提出しやすいように心掛けてもらいたい。	今後も意見等を提出しやすい体制を継続したい。
262	立川拘	H28.3.23	当所の規模等を踏まえ、立川拘留所視察委員会の定員を4名から6名とし、矯正教育の専門的知識を有する委員を選定してほしい。	視察委員会委員の増員は、当所限りでは対応できない事項であるため、本意見については、上級官庁に伝達したい。
263	富山刑	H28.3.16	食事に関して、メニュー、量、味付けなど、一層の配慮をお願いする。	被收容者の嗜好調査を踏まえ、毎月の給食委員会等で随時見直しを行っているが、今後とも、食事がより充実したものとなるよう見直しを進める。
264	富山刑	H28.3.16	自弁購入品（下着類）の価格が高額であるという不満が多数あり、上級官庁に現場の被收容者の不満を伝え、今後も貴所のできる対応を求める。	自弁物品の価格は、刑事施設の長が指定する事業者が設定しているが、高額であるとの意見があることも踏まえ、下着類については、より安価なものを選択が可能となるよう品を増やすなどしている。
265	金沢刑	H28.2.23	減塩化策が過剰であることから、食事減塩化策の緩和について検討願いたい。	高血圧等成人病予防対策として食事の減塩化を実施しているが、今後の方針については管理栄養士の意見も聞きながら検討する。
266	金沢刑	H28.2.23	面会の立会省略、信書の検査省略の実施を高く評価するので今後のさらなる増進を要望する。	面会の立会省略、信書の検査省略等の積極的な運用を今後も継続する。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
267	金沢刑	H28. 2. 23	未決拘禁者、特に接見禁止処分が付されているような未決拘禁者の自弁書籍の閲覧禁止等の対応については抑制的な基本姿勢を堅持するよう要望する。	接見等禁止決定がなされた未決拘禁者であっても、同決定の内容に物品の授受を禁止する旨が記載されていない者については、自弁書籍を閲覧する機会も生じ得るところ、そのような被収容者に係る書籍の閲覧制限についても、他の被収容者に係る書籍の閲覧制限と同様、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、個別具体的に審査の上決定している。今後も適正な運用に努める。
268	金沢刑	H28. 2. 23	出所後の再犯防止の観点からも出所者に対する社会復帰支援は重要であることから、今後とも一層、出所者の社会復帰支援が充実、拡大、浸透するよう種々の積極的な施策をとられるよう要望する。	保護関係機関等と連携するなど、様々な施策を模索中であり、引き続き社会復帰支援の充実・拡大に努める。
269	福井刑	H28. 2. 24	第1・2集会を矯正指導日に実施するなど、第1・2類集会の菓子を居室内で食べられるようにできる方策や、菓子をゆっくり食べることでできる時間の確保など積極的に検討されたい。	第1・2類集会を、矯正指導日に実施することは、他の改善指導プログラムを変更する必要がある、また、共同室には同類以外の受刑者も収容しているため、菓子を居室内で喫食させることにより、不正授受等の規律違反行為をじゃり起すおそれが高く、居室内で食べさせることはできない。また、現行では菓子の喫食時間として、30分間を確保している。
270	福井刑	H28. 2. 24	カイロ使用期間外において、カイロを宅下げしたり廃棄したりするだけではなく、居室内で所持させることについて積極的に検討されたい。	指示を發出し、保管私物として居室内での所持を許可することとした。
271	福井刑	H28. 2. 24	健常者を養護・訓練工場で就業させる際は、健常者を就業させる必要性や、人選方法など就業させる被収容者から不満が生じないよう慎重に検討されたい。	養護・訓練工場に健常者を衛生係として就業させる際には、慎重に検討して人選するとともに、就業の際は、担当職員から十分な指導を行うこととしているが、今後も慎重な作業指定に努める。
272	福井刑	H28. 2. 24	運動会に出場する選手の選定について、運動が苦手な受刑者にとっては、受刑者内でいじめに利用されたりするおそれがあるので、受刑者の意見もよく聞いた上で、参加を促されたい。	運動会の選手については、貴委員会の御意見を考慮しながら選定することとした。
273	岐阜刑	H28. 3. 25	ナイロントオルの使用について、現在、優遇区分2類以上に限定しているが、使用できる者を拡大できるかについて検討願いたい。	優遇措置は、良好な受刑態度を評価することで受刑者の改善更生の意欲を喚起する制度であり、自弁できる物品の種類を増やすこともその制度の一つである。自弁を許す物品の範囲の拡大については、引き続き検討する。
274	岐阜刑	H28. 3. 25	電気カミソリ用の乾電池は、マンガン電池を使用しているが、寿命が短いため、アルカリ又はリチウム電池を使用することの可否について検討し、必要な措置を取られたい。	アルカリ電池はマンガン電池より大きな電流を流すため利便性は良いものの、容易に発火させやすく、毒性も強いことから、当所被収容者の性質を鑑みると規律秩序の維持に支障を生ずるおそれの高いアルカリ電池への変更は行わないこととする。 また、リチウム電池は、アルカリ電池よりもさらに大きな電流を流すことから、アルカリ電池と同様の理由でリチウム電池への変更は行わないこととする。
275	岐阜刑	H28. 3. 25	所長が常勤医師3名確保のため活動されているが、現在も欠員であることから、一刻も早い確保を実現するようお願いしたい。	今後も地元医師会、大学及び近隣医師会に対し、引き続き採用活動を実施する。
276	岐阜刑	H28. 3. 25	司法修習生が刑事施設委員会委員である弁護士と同委員会活動に同行できるよう上級官庁と協議し、必要な措置を講じられたい。	刑事施設視察委員会の活動に同委員会委員以外の者を同席させる根拠がないため、司法修習生が見学することは御遠慮願いたい。
277	笠松刑	H28. 3. 22	職員が長時間勤務や夜勤をせざるを得ない状況にあるため、それをフォローする制度（託児所の整備、ベビーシッター一代の補助等）、有給休暇の適切な運用を検討されたい。	託児所については、過去に託児所として使用していた設備を使用し、再開の可否について検討するとともに、町内の保育園等の社会資源を有効活用すべく自治体とも協議中である。慢性的な職員不足の中において十分な有給休暇を取得できない事実はあるが、処遇部門において夜勤等の勤務配置を作成する段階で、職員の意向を聴取するなどして、家事や育児と職務との両立を図っている。
278	笠松刑	H28. 3. 22	被収容者の医療について、平成27年6月から同年9月までの間、医務棟の改築のため歯科診療が実施できなかったことなどもあって、同年12月現在、診療待ち人員90名、待ち日数7か月とのことであるため、改善のために必要な措置を講じられたい。	歯科診療については、近隣の歯科医師会に依頼し、当所への来訪診療の回数を増やしてもらえるよう申入れを行った。
279	笠松刑	H28. 3. 22	手、指、腰等整形外科関係の治療を必要とする被収容者が多いとの指摘があり、常勤はともかくとしても、非常勤の整形外科医の採用を検討されたい。	非常勤の整形外科医の採用に向けた広報等活動は継続して行っているところであるが、希望者がおらず、推薦等もない状況にあり、採用に至っていないことから、整形外科の診療に関しては常勤医師（内科）による診察で緊急性の有無を判断し、順番に外部医療機関へ移送して診察を実施している。
280	笠松刑	H28. 3. 22	配食時間の遅延や副食をレトルト食品に頼らざるを得ない状況等、炊事工場の運営について抜本的な強化が必要となっているため、具体的に、同工場の運営の全面的な民間委託等を検討されたい。	炊事工場への配役適格者が不足している現状から、配食時間の遅れやレトルト食品の増加等様々な問題が発生していることは事実であり、同工場の運営の全面的な民間委託についても提案しているが、本件については当所のみで解決できる問題ではない。
281	岡崎医刑	H27. 6. 30	優遇区分別集会の菓子について、選択肢を設けるなど、被収容者の希望がある程度取り入れるような対応を検討されたい。	当所の優遇区分別集会の菓子については、事前に2種類用意し、被収容者に選択させている。
282	岡崎医刑	H27. 6. 30	祝祭日菜について、他の刑事施設と比較してかなり粗末であるとの被収容者の意見がある。工夫の余地があるか検討されたい。	祝祭日菜については、通達により一人一日60円と定められており、同通達に基づき、可能な限り配慮している。
283	岡崎医刑	H27. 8. 25	当施設の職業訓練が営業以外にない。他刑務所での訓練などの機会も含め、今後改善の可能性について検討されたい。	当所内で営業以外の職業訓練を取り入れることは、施設設備や予算の観点から困難である。他施設での職業訓練については、随時募集を実施している。また、就労に関する一般改善指導も実施している。
284	岡崎医刑	H28. 1. 26	医師不足は、全国的な傾向であるが、当施設についても常勤の内科医師が欠員となっており、改善を要望する。ただし、医師不足については、個々の刑務所が対応して解決できる問題ではなく、上級庁における解決に向けた取組が必要と考えられるため、検討願いたい。	矯正医療に関する理解の促進及び矯正医官の確保等については、「矯正医官の兼業の特例等に関する法律」において、国の責務とされており、施設や矯正管区、矯正局が一元となっており、広報活動や医療関係者への協力要請等に尽力しているところである。なお、委員会からの意見については上級庁に報告する。
285	名古屋刑	H28. 3. 30	豊橋刑務支所の収容受刑者を女子に変更するための改修工事が遅れているとの説明を受けたが、適切に変更手続を進められたい。	上級官庁の指示を仰ぎながら、円滑に変更手続を進める。
286	名古屋刑	H28. 3. 30	岡崎拘置支所の施設が老朽化しており、新築の必要性を指摘する。	今後も上級官庁に要望していく。
287	名古屋刑	H28. 3. 30	岡崎拘置支所の改築、新築の予定の概要が作成されるときは、当委員会及び愛知県弁護士会に開示されることを要望する。	改築及び新築の概要の開示については、警備上の問題もあるため、上級官庁と協議する必要があるものと考えている。
288	名古屋刑	H28. 3. 30	薬物依存離脱指導が行われていたが、今後より一層充実させ、効果のある指導がなされるよう、必要な措置を講じられたい。	各指導担当職員が研修に積極的に参加するなど研さんを積ませ、指導の充実化・効率化を図っていきたい。
289	名古屋刑	H28. 3. 30	いじめといわれる状況が生まれまいよう、できる限りの配慮をするように求める。	職員が適切に監視・指導を行うことにより、いじめのような状況が生まれまいよう、今後も一層留意していきたい。
290	名古屋刑	H28. 3. 30	洗濯物が生乾きであるとの意見について、調査と原因究明をし、よりよい処遇がなされるように求める。	洗濯物の乾燥については、発火等の防止に配慮しつつ、十分な乾燥時間を確保しているところであるが、今後も継続して乾燥状態を確認し、適切に対応をしていきたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
291	名古屋刑	H28.3.30	出所者に対する発信を一律に制限しているが、出所者の中にも受刑者の更生に資する者もいるはずであるから、再度検討願いたい。	一律の制限は行っておらず、就労や更生等に資すると判断した場合は、発信を許可することとしている。
292	名古屋刑	H28.3.30	郵便物について適正・迅速な処理をするとともに、受刑者にも丁寧の説明して不公平であるという批判が起きないように対応を求める。	今後も適正かつ迅速な処理に努めるとともに、受刑者に対して必要な説明を行うなど、適切に対応していきたい。
293	名古屋刑	H28.3.30	工場における医務巡回について、医療を受けるべきであるのに受けられないことがないよう、適正な巡回がなされるように求める。	工場における医務巡回を実施した際は、被収容者の健康状態や傷病に関する訴えを受け付けた准看護師が医師に対して確実な報告を行い、医師による診察の要否判断を的確なものとしている。今後も同様の報告体制を継続していく。
294	名古屋刑	H28.3.30	閉居罰執行中の受刑者の医務巡回の際、室内が一定の照度を下回るような日当たり具合の場合は、室内灯を点灯するなどの配慮をされるよう努力をお願いしたい。	閉居罰受罰時間中であっても、曇天、雨天及び日没等で視察に支障がある場合は、監督者が判断して点灯を指示している。
295	名古屋刑	H28.3.30	浴場等について、衛生面を考慮し適切な排水が可能となる排水口・排水設備が整えられるよう検討願いたい。	予算上の問題等、当所限りでは対応が困難な事情もあるが、今後も上級官庁へ働き掛けていきたい。
296	名古屋刑	H28.3.30	自弁物品について、可能な範囲で受刑者の希望に応じるよう改善し、改善できない点について、受刑者に誤解が生じないように工夫をお願いしたい。	今後も、実情を確認しながら、当所において購入可能な取扱品目の見直しについて業者側と調整を行うなど、適切に対応したい。
297	名古屋刑	H28.3.30	毎回、多くの意見書が投書されている。今後も制限されることなく、投書がされるように配慮されたい。	今後も制限などすることなく、意見書を投かんできるように配慮したい。
298	名古屋刑	H28.3.30	夏に床暖房を入れられたなどの訴えに対抗するため、床の温度を測る装置など、各施設の裁量で適切な装置を設置することができるような条項が保護室の設置基準に設けられるよう検討願いたい。	保護室における床暖房の使用については、所長指示に基づき適切に運用しているが、本意見については、本省に伝達することとしたい。
299	三重刑	H28.3.8	被収容者から担当職員に対して申出のあった意見を速やかに幹部職員に伝達し、意見については迅速に反映することのできる仕組みの構築を求める。	幹部職員と担当職員間の業務ミーティングの中で処遇改善に係る意見を聴取する場を設け、充実化を図った。
300	三重刑	H28.3.8	県外の拘留所で未決勾留中、別件の逮捕により三重県内の警察署へ移送された後、貴所に収容された際、使用していた電気シェーバーの使用が貴施設では認められなかった。この問題について、現行の規定の解釈の枠内で運用改善が可能かどうか警察と議論し、前向きに検討することを求める。	当所から警察署へ移送され、その後当所へ再入所した被収容者が携帯してきた物品については、再入所時に改めて検査を行う必要があるところ、電気シェーバーのように複雑な機構を有しており、検査が困難な物品については、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある物品として所内での使用を許さないこととしている。
301	三重刑	H28.3.8	昨年度意見書に引き続き、職員の年次休暇取得の促進について取り組んでいただきたい。 職員数については、貴施設のみで対応できる問題ではないため、職員の増員等については、今年度も上級官庁に意見具申いただきたい。	今後も年次休暇取得日数を増やすことができるよう鋭意努力する。 職員の増員については当所限りで対応できないため、貴委員会から意見があったことを上級官庁に報告する。
302	名古屋拘	H28.3.31	雨天による運動中止の判断は、慎重にするように要望する。	雨天による戸外運動の実施の可否については、運動開始時間の午前8時時点で雨天である場合又は運動開始後に雨天となった場合、直ちには中止とはせず、おおむね15分後に再度、降雨の状況を確認し、天候回復が見込めない場合に、やむを得ず中止することとしており、慎重に判断している。
303	名古屋拘	H28.3.31	入浴場の脱衣スペースが水浸しになるようなので、適切に対応されたい。	被収容者の入浴を実施する際は、被収容者が脱衣スペースを水浸しにすることがないよう、浴場から脱衣スペースに上がる際には、体を十分に拭いてから移動し、浴場でシャワーを使用する際には座って使用すること等を職員から被収容者に指導している。 また、入浴開始時及び終了時に脱衣場を含めて入浴場の清掃を行っているほか、職員の指導に従わず、被収容者が十分に体を拭かずに入浴場から脱衣スペースに移動したことで同スペースが濡れた場合には、適宜、拭き取るなど、適切な対応をしている。
304	名古屋拘	H28.3.31	職員の被収容者に対する態度が悪いとのことなので、改めるよう指導されたい。	日時・場所等の特定がなされていないため、事実関係は不明であるが、一般的に、職員が被収容者の規律違反行為を現認した際、施設の規律及び秩序を維持する必要がある場合は、当該行為を制止等するため、職員が厳しく注意等することはある。いずれにしても、職員に対しては、適切な言葉遣いや態度等による注意等を行うよう指示しており、今後も、職員研修等を通じて、言葉遣い等に留意するよう指導する。
305	名古屋拘	H28.3.31	職業訓練への参加を希望する場合は、可能な限り、参加できるように検討されたい。	職業訓練の受講希望については、受刑者に願書を提出させて受け付けているところ、同訓練の実施設が定めた一定の審査基準があることから、処遇審査会に付議した上で、同訓練の受講候補者の適否を判定しており、同審査基準を満たさない受刑者については、希望していても、受講候補者として選定されない場合があるほか、訓練受講者の枠の関係から、当所において推薦したとしても、必ずしも参加が可能とならない場合もある。
306	名古屋拘	H28.3.31	貸与用六法のページが抜き取られているものがあるので、購入等の対応をされたい。	六法については被収容者の訴訟等の権利行使に配慮して、特別官本を整備し、願い出により貸与しているところ、各居室棟に整備していた貸与用六法のページの一部分が抜き取られている状況が認められたため、平成28年1月に新たに各居室棟に整備した。
307	名古屋拘	H28.3.31	クローラーの利用時間が増やせないか検討されたい。	居室棟の集中式冷房については、予算上の制約も勘案して、期間や使用時間帯を定めており、被収容者の適切な処遇環境の確保には十分に配慮している。
308	名古屋拘	H28.3.31	夜間の電気の光がまぶしいようなので、各自の自身のタオルで目を隠して寝させられないか検討されたい。	自殺や逃走等を防止するため、夜間については、暗灯を点灯しているところ、タオルで目を隠すことについては、自殺等の各種事故を防止するため、許容できない。
309	名古屋拘	H28.3.31	食事の配膳の順番が公平になるよう要望する。	各居室への配食（給食）の順番については、不公平感を招かないよう、1週間ごとに順番を変更して対応している。
310	滋賀刑	H27.9.11	被収容者の健康維持上、刑務官が起床時間前に業務をする際は、可能な限り睡眠を妨げないよう指導されたい。	就寝時間帯に業務を行う際は、可能な限り静かに行うよう指導しており、今後も継続していく。
311	滋賀刑	H27.9.11	工場からグラウンドに至る階段のうち、手すりの設置されていない階段には、手すりを設置するよう検討願いたい。	工場からグラウンドに至る階段には手すりを設置している。被収容者には必要に応じて手すりを使用させている。
312	滋賀刑	H27.9.11	住所、氏名等の個人情報が入力された信書を、他の被収容者が取り出して刑務官に渡す取扱いをしているのであれば改善願いたい。	被収容者が記入した信書を他の被収容者が取り扱うようなことはない。
313	京都刑	H28.3.31	夏季はものすごい量の汗が出るため、ハンカチの貸与を検討願いたい。	ハンカチは訓令等で貸与又は支給することができる品目に含まれていないが、自弁（自費購入）は認めている。 また、タオルについては、原則、自弁で所持する者を除き、全被収容者に支給しており、それを使用し、汗を拭くことは妨げない。
314	京都刑	H28.3.31	ハサミの貸与を検討願いたい。	ハサミは訓令等で貸与又は支給することができる品目には含まれておらず、仮に貸与すれば、自殺に供されたり、凶器として用いられるなど、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれが高いことから、貸与することはできない。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
315	京都刑	H28.3.31	刑事収容施設法第105条を厳守してほしい。7から9月の間に、改善指導や教科指導を重点的に行うため、土、日、祝日を除いて連続する3日間を作業しない日とすることが明記されているのに、京都刑務所では実施されていないし、代休処置もなされていないので改善願いたい。	御指摘の3日間を作業しない日とは、いわゆる夏季休業日のことである。作業を行わず、専ら矯正指導を実施する矯正指導日については、当所では、原則第2及び第4金曜日に設けて、受刑者の改善更生の促進を図っている。
316	京都刑	H28.3.31	刑事収容施設規則は1日30分以上の運動時間を定めるが、正味の運動時間は25分を下回っているので改善願いたい。	戸外運動については、1日30分以上の運動時間を確保しているが、この運動時間には移動時間等を含んでいない。
317	京都刑	H28.3.31	昼夜単独室では、被収容者の入れ替わりがあった時の清掃が十分にされていないので、部屋全体で黒カビが発生し、壁が真っ黒で不衛生であることから、改善願いたい。	居室等の衛生管理については、今後も清掃、消毒等を励行し、必要な措置を講じていく。
318	京都刑	H28.3.31	職員が被収容者を「お前」と呼んでいる。施設側は「徹底して指導する」と回答しているが、一向に改善されないので改善願いたい。	職員による不適切な言動の事実は確認していないが、今後も職務研究会等を実施し、職員の指導に当たっていく。
319	京都刑	H28.3.31	自弁購入品は、民間事業者が扱っているが、一番の問題は価格が高いことであり、改善願いたい。	当所の指定事業者は、全国的な公募により適正に選定された事業者であり、自弁物品の価格等について、施設限りで対応することはできないが、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。
320	京都刑	H28.3.31	被収容者からシャープペンシルの替芯HBの自弁での使用を求めている意見があったが、現在、認められていないのであれば、認めることを検討願いたい。	シャープペンシルの替芯HBは、指定購入事業者からの購入及び差入れは可能であることから、特段の措置は講じない。
321	京都刑	H28.3.31	週刊紙は、市内なら1か月1020円で購入できるものでも、1か月1500円と決められているのであれば、適正価格での購入ができるよう改善願いたい。	意見に係る事実は認められない。
322	京都刑	H28.3.31	民事訴訟の弁護士との手紙の発信に関する通数制限や書面を検閲しないよう要望する。	信書の発信に係る通数制限は、施設の管理運営上の必要性に応じ、また、検査についても、施設の規律及び秩序を維持等するための必要性に応じて、関係法令に基づき、それぞれ実施しているところであり、民事訴訟に係る弁護士宛て発信であることをもって一律に例外的な取扱いをすることはできない。
323	京都刑	H28.3.31	弁護士会の人権擁護委員会へ送る手紙を検閲しないよう要望する。	信書の検査については、施設の規律及び秩序を維持するための必要性に応じ、関係法令に基づき、実施しているところであり、弁護士会の人権擁護委員会宛て発信であることをもって一律に例外的な取扱いをすることはできない。
324	京都刑	H28.3.31	刑務所を相手とする民事事件では、弁護士との面会に立ち会いを付けないよう要望する。	自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士との面会については、特別な事情がある場合を除き、面会の立会いは行っていない。
325	京都刑	H28.3.31	各弁護士会の会員名簿や弁護士会・法テラス・各警察署の住所を自由に閲覧できるように要望する。	全ての工場及び居室棟に、弁護士会名簿や官公庁住所録などを整備し、自由閲覧をさせることは、管理運営上難しいことから、当所は、被収容者からの申出に応じ、弁護士事務所の住所等を教示することとしている。
326	京都刑	H28.3.31	個別所持している薬を他の被収容者に渡したり、他の被収容者へ「この薬をもらってこい」等と無理に要求しているのを耳にするところもある。飲み薬を職員側で管理し、個人が確実に服用するのを見届けることすべしとすれば不正も減ることになり、改善を要望する。	被収容者の処遇状況や当該薬剤の薬効等を勘案し、被収容者に薬剤を自己管理させることができると判断される場合は、薬剤の本人所持を認めているところであるが、全ての薬剤を職員が管理することは、職員の過重負担になりえることから、現在の取扱を変更することは相当ではない。しかし、薬剤の不正授受等の反則行為については、今後も未然防止のために被収容者に対する指導に十全を期するとともに、厳格に取り締まっていくこととする。
327	京都刑	H28.3.31	京都刑務所舞鶴拘置支所の職員用住宅の老朽化が著しい。早急に建て直すことが必要である。	当該宿舎は、耐用年数も超過している現状にあることから、平成21年頃から上級官庁に建替の要望を行っている。要望と同時に、老朽化のため、早急に補修を行う必要がある場合は、自庁で対応できる範囲で補修を実施している。
328	京都刑	H28.3.31	舞鶴拘置支所の女性職員は1名しか配置されておらず、余りにも多忙と思われる。女性職員を増員するよう検討された。	職員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことは、上級官庁に伝達したい。
329	京都刑	H28.3.31	刑務所職員に対するメンタルヘルス対策を推進すること。	職員に対しメンタルヘルスに関する小冊子を配布するとともに、心の病で診断書を提出した者は医師部長が個別に面接を行っており、また、本年度から健康診断にストレスチェックの項目を盛り込むことを予定している。また、職員のメンタルヘルス対策として、平成27年度から矯正管区に専門的知識を有する「矯正管区メンタルヘルス相談員」（非常勤職員）が配置されており、これを活用して心の健康の増進を図る体制も整備されている。
330	大阪刑	H28.3.31	出所後の「仕事」の確保のための指導・支援を推進すること。	平成28年度にはハローワーク職員が当所に駐在して職業紹介等する事業が開始されることから、在所中の就職内定を目指す取組を行う。
331	大阪刑	H28.3.31	出所後の「住居」の確保のための指導・支援を推進すること。	高齢及び障害を有する者に対する帰地確保や釈放後の福祉・医療体制の確保を含めた福祉的支援に積極的に参与し、健常者についても住込が可能な就職先の開拓等の支援に努めている。
332	大阪刑	H28.3.31	対象者の特性に応じた処遇を推進すること。	当所は大阪管内の調査センターにも指定されており、26歳未満の初犯受刑者、性犯罪により受刑する者などに対する精密な調査も含め、受刑者個々の特性を明らかにすることで、よりきめ細かい処遇につなげている。
333	大阪刑	H28.3.31	刑務所職員の被収容者に対する処遇態度を一層改善すること。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、従来の職員に対する研修・指導をより充実させ、適切な職務執行を徹底するための取組を強化する。
334	大阪刑	H28.3.31	希少言語使用受刑者に対して、「所内生活の手引」を母国語に翻訳したものの交付はもとより、処遇に際しても日本語理解度を適切に把握し処遇を改善すること。	「所内生活の手引」を母国語に翻訳したもののについては、現時点において、当所F指標受刑者の約8割に対応可能な状態であり、加えて、現在、ベトナム語、フランス語、ドイツ語及びロシア語についても、それぞれ翻訳中であり、それにより、当所F指標受刑者の約9割に対応可能となる。
335	大阪刑	H28.3.31	高齢であったり障害を持つ被収容者に対して、その特性に応じた処遇を推進すること。	可能な限り、その特性に応じた処遇を行っており、今後ともその充実を図ることに努めていく。
336	大阪刑	H28.3.31	受刑者にコミュニケーション・スキルやビジネスマナーを体得させるために実践的な目に見える指導の充実をすること。	外部講師を招くなど、社会復帰に効果的な指導をしているところであり、今後も時代の流れに応じた対応に心掛け、指導を充実させていく。
337	大阪刑	H28.3.31	受刑者にコンピューター技能の習得をすること。	機器の購入、管理、指導者等の考慮する事項が多いことから、今後、検討する。
338	大阪刑	H28.3.31	被収容者の自発的な学習意欲を積極的にバックアップする具体的な措置を執ること。	今後も、勉学に対する志がある者の希望に添えるように改善に努めていく。なお、文部科学省における高等学校卒業程度認定試験に向け、本年度から特別教科指導を行う。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	内 容 (講じなかった場合はその理由)	
339	大阪刑	H28. 3. 31	患者である被収容者自身が相当な理由に基づいて、病氣若しくはその疑いがあると判断した時は、診療の希望を医療職員の回診時だけでなく、職員に申し出ることができるようにし、「所内生活の手引き」に明記すること。	患者である被収容者が体調不良を訴えた場合に限らず、回診時以外の時間帯でも、職員は医務部職員に連絡し、必要に応じて医師の診察がなされている。	
340	大阪刑	H28. 3. 31	被収容者の多くの「不安」「不満」を減らすために、医師による適切な「病状の説明」と「処方した薬の説明」を改善すること。	病状等の説明に関しては、関係法令に基づき、診察時に医師が症状及び投薬の必要性を説明している。	
341	大阪刑	H28. 3. 31	高齢被収容者の認知症などの早期発見と治療を改善すること。	認知症が疑われる症状と他の精神疾患との鑑別は非常に困難であるが、日々、被収容者と接している現場の担当職員と医務部の連携を密にし、少しでも普段と違うなど違和感があった際には、医務部に対して報告がなされることから、素早く対応することが可能となっている。	
342	大阪刑	H28. 3. 31	感染症の予防に強く注意すること。	季節に応じて、早めに予防対策の指示を发出して対応している。また、感染症法に基づき、インフルエンザや肺炎球菌予防接種については、希望者で要件に該当する被収容者には予防接種を行っている。	
343	大阪刑	H28. 3. 31	熱中症対策の改善をすること。	熱中症予防のため、早めに指示を发出し、定期的な水分補給(スポーツドリンクを含む)やアイスノンの貸与等の対応を行うこととしている。	
344	大阪医刑	H28. 3. 31	大阪医療刑務所の早期建て直しの計画を立てること。	建替については、当所限りでは対応が困難であることから、意見があった旨を上級官庁に報告する。	
345	大阪医刑	H28. 3. 31	医療刑務所において、今般の矯正医官兼業・勤務時間特例法の改正がどの程度の効果をもたらしたのか検証するとともに、刑務官の増員を検討すること。	矯正医官特例法の施行後、勤務時間の関係で2名の医師が退職することとなり、その後の補充については、医師個人のつながりによるものであったため、同法の効果とは判断できていない。当所の医師が同法の制度を利用して部外診療や施設外勤務を行っていることを勘案すれば、勤務時間が弾力的に運用できている面は認められることから、今しばらくは法整備の効果について引き続き検証していく必要がある。また、刑務官の増員については、当所限りでは対応が困難であることから、意見があった旨を上級官庁に報告する。	
346	大阪医刑	H28. 3. 31	職員の住環境の整備に努めること。	職員の住環境の整備については、上級官庁と連携し、対応していきたい。	
347	大阪医刑	H28. 3. 31	受刑者の優遇措置に関する訓令第6条を改め、医師の指導に基づき休養している受刑者については、優遇区分第4類へ指定するとの規定の見直しを行うこと。	訓令の改正については、当所限りではできない事項であることから、意見があった旨を上級官庁に報告する。	
348	大阪医刑	H28. 3. 31	搬送後間もない時点での死亡事例が散見されることに鑑み、より早期の当医療刑務所への搬送あるいは外部への入院が可能となるような方策を、上級官庁と協議のうえ講じること。	他施設からの受入れについては積極的に進めており、早期に入所できるように調整しているところではあるが、今後も引き続き、上級官庁及び当該施設と積極的な情報交換により、移送に係る連絡調整を速やかに行えるよう協議の上、早期受送及び必要に応じた病院移送の実施に努めたい。	
349	大阪医刑	H28. 3. 31	義歯、ブリッジ、クラウン等の歯科治療材料による治療ができる体制を整えること。	現時点において希望者がいないとはいえ、引き続き、専門的な治療が実施できるよう近隣の歯科医に協力を求めていきたい。ただし、義歯、ブリッジ等の歯科治療は刑事収容施設法第42条第1項の規定により自弁させる取扱いであると思料されることから、必要となる経費を自己負担させること、医師の都合と当所の職員配置等で治療期間が長期に及ぶことも懸念され病状によっては治療が困難となる場合がある。	
350	大阪医刑	H28. 3. 31	処遇上支障のないかぎり、患者の居室にもテレビを設置すること、また、時計の設置ないし時間を知らせる工夫をすること、出来る限り運動の機会を与えること。	当所における受電容量の関係から、全ての居室にテレビを設置することは困難であるが、休養患者については、病状に応じて録画したテレビ番組を居室外の指定した場所において視聴する機会を別途与えている。一方、起居動作の時間帯については、受刑者生活心得で周知させており、放送等により時間を把握させるとともに、一部の居室棟単独室前に壁掛時計を設置している。また、休養患者についても、その病状に応じて戸外に出たり、体を動かす機会を与えるように配慮している。	
351	大阪医刑	H28. 3. 31	書籍等の購入基準の明確化を図り丁寧な説明を行うこと。また、防寒下着の自弁購入を認めるようにすること。	過去閲覧が禁止された図書については、入所時に告知しており、購入の段階においても指導を実施している。防寒下着の購入については、指定された事業者において取り扱っている規格の商品について購入を認めている。	
352	大阪医刑	H28. 3. 31	空調の整備に努めること。特に夏期の扇風機については、医療上支障のない限り、予算の許す範囲で病室にも設置すること。他方、冬季の暖房については、病室ごとに設置することが困難ならば、廊下に置くストーブ(温風ヒーター)の数を大幅に増やすようにすること。	保護室前にエアコンを設置し、保護室収容時に稼働させることで熱中症等の予防に努めるようにしており、平成27年度も病室10室に空調設備を整備した。医療機器の更新及び増設により、施設全体の電圧容量を圧迫していることから、各居室に整備することは困難ではあるが、夏季の扇風機や冬季の暖房についても、今後も引き続き、処遇上、医療上、また予算上の観点から必要に応じて検討していきたい。	
353	大阪医刑	H28. 3. 31	何らかの蚊・ダニ対策を講じること。	居室、廊下等の網戸の整備と管理に努めていきたい。また、建物等老朽化等も原因の一因となっていることから、上級官庁に対して早期の建て替えを引き続き要望していきたい。	
354	大阪医刑	H28. 3. 31	多くの休養患者は、病状が回復し移送元施設へ戻ってからの仮釈放手続となっている中で、当所においても医療機関への引受人等の調整を図ったことにより仮釈放が認められたケースもあることから、引き続き取り組んでいきたい。また、休養患者の仮釈放については、出所後の受入病院の理解や協力等種々の調整が必要であることから、一人でも多くの仮釈放が可能となり得るよう、協力いただける病院の拡大に努めたい。	多くの休養患者は、病状が回復し移送元施設へ戻ってからの仮釈放手続となっている中で、当所においても医療機関への引受人等の調整を図ったことにより仮釈放が認められたケースもあることから、引き続き取り組んでいきたい。また、休養患者の仮釈放については、出所後の受入病院の理解や協力等種々の調整が必要であることから、一人でも多くの仮釈放が可能となり得るよう、協力いただける病院の拡大に努めたい。	
355	大阪医刑	H28. 3. 31	懲罰として閉居罰を科す場合にその執行猶予の可能性を検討すること。	懲罰の延期、又はその全部若しくは一部の執行の免除については、刑事収容施設法第156条第1項に規定されており、今後とも適正な運用に努めたい。	
356	大阪医刑	H28. 3. 31	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、今後も引き続き、被収容者への言葉遣い、接する態度等について研修等を実施し、被収容者の人権に配慮した適切な処遇を実施するよう継続して指導する。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、今後も引き続き、被収容者への言葉遣い、接する態度等について研修等を実施し、被収容者の人権に配慮した適切な処遇を実施するよう継続して指導する。	
357	大阪医刑	H28. 3. 31	職員の過酷な労働条件が改善されるよう法務省に強く求めること。	職員の勤務条件の中には、当所限りで措置を講じることができないこともあることから、意見があった旨を上級官庁に報告したい。	
358	大阪医刑	H28. 3. 31	施設内での各種ハラスメントに対応できる必要な制度設計を行うとともに、刑務官のみならず職員全体に対しても研修等を積極的に実施し、発生の抑制に努めること。	セクハラを含めた各種相談窓口の周知を図るとともに、今後も引き続き、執務環境の向上に努め、職員研修等を通して各種ハラスメントの防止に努めていきたい。	
359	大阪医刑	H28. 3. 31	職場環境の改善及び分煙の徹底を実現すること。	執務環境等の改善に当たっては施設改築等が必要となることから、施設改築を含めて上級官庁に対して予算要求を実施しており実施可能な範囲で取り組んでいきたい。施設内の分煙については、喫煙室の整備に取り組み分煙の徹底を図りたい。	

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
360	大阪医刑	H28. 3. 31	受刑者の処遇や職員の勤務体制の変更など、施設運営上の変更がある場合には、ひきつづき、すみやかに本委員会に説明すること。また、処遇上のさまざまな取組みや工夫についても、適宜本委員会に説明すること。	被收容者処遇に係る各種行事の開催、処遇内容の変更、施設運営上の変更等について、適宜説明するよう引き続き取り組みたい。
361	大阪医刑	H28. 3. 31	意見・提案書の用紙および封筒を個々の被收容者に複数部渡しておくこと。またそれが施設管理上困難であれば、所定の用紙以外でも意見・提案書の投函は可能であることを被收容者に申し周知すること。	当該用紙や封筒を利用した反則行為（密書の隠匿等）を誘発し、管理運営上支障を生じるおそれがあることから、あらかじめ用紙等を配布するとの取扱いは困難である。また、意見・提案書の書式については、所定の用紙を使用しない場合であっても、受理しており、刑執行開始時の指導等の機会において、その旨周知している。
362	大阪医刑	H28. 3. 31	意見・提案書を提出しやすい環境を整えること。	現在、経理係受刑者の食堂を兼ねた集会室に提案箱を設置し、休養患者受刑者については、申出に応じて提案箱を病室へ庶務課長が持ち出すこととしている。女子病棟には提案箱が設置されていないため、設置について検討する。
363	大阪医刑	H28. 3. 31	職員や医師・看護師による視察委員会への誤解や偏見が生じぬよう、施設として尽力すること。	職員に対しては、研修の場を活用するなどして、視察委員の業務や役割について説明しており、引き続き周知に努めたい。
364	大阪医刑	H28. 3. 31	施設側として、①現時点で、取り組むべき重要課題ないし改善すべき重要課題と位置づけている事項は何か（課題）、②それらの課題にどのように対処していこうとしているのか（対応策）、③それらの課題につき各年度末までにどこまで解決するつもりなのか（年度末までの達成目標）について、本委員会に文書で提示すること。	施設の運営方針について適宜報告するなどして対応していきたい。
365	神戸刑	H28. 3. 23	視察委員会への情報公開が積極的に行われており、評価している。施設の職員との意見交換の機会も設け、積極的な情報発信を求める。	今後もできる限り協力していきたい。
366	神戸刑	H28. 3. 23	高齢・LB指標の被收容者の処遇において、職員の負担が過度に及ばないよう職員増員の意見の公表を検討されたい。	職員の増員に関しては、機会あるごとに施設の実情等を上級官庁に報告し、対応していく。
367	神戸刑	H28. 3. 23	職員の言動を問題とする被收容者からの意見が多いため、職員の教育等、一層の努力・工夫を求める。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被收容者に対し、厳しく注意指導しなければならない場合もあるが、これまでも職員研修等の機会を通じて言葉遣い等に関する指導を実施しており、今後も軽視することなく研修等の実施に努めていく。
368	神戸刑	H28. 3. 23	しもやけなどの皮膚疾患については、過去の主訴を参考に早期に確認し重症化を防ぐこと。	皮膚疾患も含め、あらゆる疾病を早期に確認し、重傷化を防ぐことができるよう、適切な治療環境の維持に努めていく。
369	神戸刑	H28. 3. 23	懲罰の執行について、事実関係に争いがある場合は被收容者の弁明に傾聴されたい。	反則行為の調査段階で本人が否認する場合は、複数の参考人から事情聴取するなどして客観的に科罰相当であると評価できる場合でなければ懲罰を科すことはなく、弁明を踏まえた上で適切に処理しており、また、被收容者に対しては、補佐人による弁解の確認及び書面による弁解書の提出又は懲罰審査会の席上において弁解の機会を与えている。
370	神戸刑	H28. 3. 23	献立について、全被收容者へのアンケートにおいて一定数の意見が確認できたもの（パン食等）については、全国の施設の献立調査を行うなどして工夫を検討されたい。	他施設の嗜好調査や他施設の献立を参考にするとともに、平成28年度において被收容者全員に対して献立作成の参考とするため、嗜好調査を実施する予定である。
371	神戸刑	H28. 3. 23	配膳時の交談について、処遇の公平性の観点から、他施設の実情を調査した上で検討されたい。	配膳時の交談については、食事時間中の反則行為等の防止を目的として禁じているところ、食事の不正授受に係る反則行為が後を絶たないため、禁止せざるを得ない。
372	神戸刑	H28. 3. 23	当視察委員会への意見・提案が促進されるよう努められたい。今年度上記促進の方策として、特に検討したことがあれば報告願いたい。	意見・提案の制度については、生活心得等に記載しているほか、新入時の指導においても説明し、全受刑者に周知を図っている。
373	神戸刑	H28. 3. 23	精神疾患を有する被收容者について、職員の疲労を回避するためにも必要かつ適切な医療処遇の実施を要望する。	精神疾患を有する被收容者に対しては、積極的にカウンセリングを受けさせるとともに面接を実施した結果をフィードバックするなどしており、処遇部門、医務部及び分類のスタッフが相互に情報交換を行い、処遇に当たっている。
374	神戸刑	H28. 3. 23	職員に対し、精神疾患を有する被收容者に関する処遇上の研修を充実させるなど職員の負担軽減に努められたい。	精神疾患を有する被收容者に対する処遇に関しては、職員に対して定期的に研修を実施しているところ、今後も研修を継続し、さらに強化していきたい。
375	神戸刑	H28. 3. 23	高齢の被收容者の病院移送等による職員の負担軽減のため、職員の補充を検討されたい。	職員の増員については当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に伝達したい。
376	神戸刑	H28. 3. 23	勤務上のストレスからくる職員の精神疾患予防のため、有休休暇の連続取得やメンタルチェック等の就労環境の向上を検討されたい。	有給休暇の取得については、全所的に取り組んでいる事項である。また、職員のメンタルヘルス対策として、平成27年度から矯正管区に専門的知識を有する「矯正管区メンタルヘルス相談員」（非常勤職員）が配置されており、これを活用して心の健康の増進を図る体制も整備されている。
377	神戸刑	H28. 3. 23	昼夜単独処遇について、集団処遇につながるさらなる工夫を検討されたい。	昼夜単独処遇に対し、園芸作業や通役という形で共同室での作業に参加させるなど、工場での作業ができるような働き掛けを実施している。
378	神戸刑	H28. 3. 23	冷暖房が完備されている施設との公平性の観点から室温管理（特に居室の位置関係における温度差）に注意されたい。	居室棟の廊下に大型扇風機を置いて風が流れるようにしているほか、共同室に扇風機を設置している。
379	神戸刑	H28. 3. 23	冷暖房設備のない洲本拘置支所の保護室が、夏季の視察において36度に達していたことから、夏季における保護室使用が憂慮せざるを得ないことを指摘する。	視察時、被收容者は保護室に収容されていない状況であったが、保護室収容の際には、換気を実施することで空気が流れるため、保護室内の熱が溜まらない状態となり、外気温との差は少なくなる。夏季期間中、実際に収容する場合は、換気扇を終日作動させて室内の熱気を外部に排出するとともに、定期的な巡回視察により被收容者の動静及び室温を適切に管理することとしている。
380	神戸刑	H28. 3. 23	居室の洗濯物の回収に洗濯ネットを導入している点を評価している。今後も洗濯に関する意見・提案を検討して、より良い処遇に努められたい。	処遇の向上につながる意見があれば、積極的に取り入れていきたい。
381	加古川刑	H28. 3. 31	これまでのように、視察委員会に対して広く情報公開を行い、特に、所内で発生した事件については、速やかに報告をお願いする。	委員会に対する情報提供については、引き続き、積極的に実施していきたい。
382	加古川刑	H28. 3. 31	弁護士会の人権調査に対し、できる限りの協力をお願いする。	弁護士会による人権調査については、引き続き、誠実に協力したい。
383	加古川刑	H28. 3. 31	被收容者の過半数がナイロンタオルを使用できる状況にするために、現在の優遇区分第2類以上の者からではなく、第3類以上の者に対し自弁購入が認められるよう検討願いたい。	ナイロンタオルの使用許可範囲の拡大については、保安上の問題等を考慮しつつ検討したい。
384	加古川刑	H28. 3. 31	性同一性障害を有する被收容者のホルモン療法について、少なくとも収容前に医療機関でホルモン注射を受けていた被收容者には治療を継続されたい。	通知に従った内規を定めており、収容前に医療機関でホルモン注射を受けていた被收容者の治療継続については、指名医による診察による実施を妨げていない。
385	加古川刑	H28. 3. 31	性同一性障害の理解を深めるため、専門家を招くなどして職員研修を実施されたい。	職員研修の実施について検討したい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
386	加古川刑	H28. 3. 31	被収容者に対する言動について、指導された側が納得できる指導を行えるよう、職員に対し人権教育や指導スキルのアップのための研修を充実させるほか、不用意な言動を慎むようにされたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、職員の言葉遣い等については、引き続き、職員研修等を通じて指導していきたい。
387	加古川刑	H28. 3. 31	女子受刑者に対する職業訓練の種類を増やしていただきたい。	予算面など当所限りで対応できない事項であるが、引き続き、来年度の作業計画において、介護関係の職業訓練（ホームヘルパー科）の開設について上級官庁に上申することを検討したい。
388	加古川刑	H28. 3. 31	自弁購入物品の品目及び価格について、需要の実態に合致した供給となるよう、上級庁に改善要望を伝えていただきたい。	当所の指定事業者は、全国的な公募により適正に選定された事業者であり、自弁物品の価格等について、施設限りで対応することはできないが、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。
389	加古川刑	H28. 3. 31	配食の不公平について苦情があったので対処をお願いする。	配食時に職員が立会しているところ、不公平が生じないように引き続き適正な戒護に努める。
390	加古川刑	H28. 3. 31	職員の確保や勤務環境改善について、特に女性刑務官の離職率が高く充足もままならないことから、少ない職員で処遇しなければならぬため、女性刑務官の欠員は速やかに補充し、また、男女を問わず現実の仕事量に見合った職員数になるよう、職員定員の増員の実現に向けて、上級庁に要望を伝えていただきたい。	職員の勤務環境等の改善と離職率の低下に努めていきたい。また、職員の増員については、当所限りでは対応できない事項であるため、上級官庁に要望していきたい。
391	播磨セ	H28. 3. 8	被収容者に対し、更なる心情把握に努めた上で、自殺企図者を無くすよう、努められたい。	今後も被収容者との定期的な面接のほか、必要に応じて、被収容者との面接回数を増やすなどし、その心情把握に努め、自殺企図者の絶無に努めていく。
392	播磨セ	H28. 3. 8	被収容者の処遇の際、被収容者間で異なる対応を行う場合には、可能な限り、被収容者にその理由・区別の基準を説明されたい。	被収容者に対する処遇は、個々人の処遇の進捗等により異なることがあり得るところ、これらの差異については、刑執行開始時指導等において、その理由及び区別の基準等を可能な限り説明するよう努めていく。
393	播磨セ	H28. 3. 8	今後も、配置換を行う等して職員の負担軽減に努めるとともに、国職員と民間職員との交流を図る等により、一層の職場環境の改善に努められたい。	今後も職員配置等を検討するなどして、職員の有給休暇取得の向上に努めていく。 また、官民合同でのレクリエーションや懇親会等を開催し、円滑な官民協働体制を築き上げることで、一層の職場環境の改善に努めていく。
394	和歌山刑	H28. 3. 28	過剰収容状態の解消に向けた方策を講じられたい。	過剰収容状態の解消については、当所限りでできるものではないため、引き続き上級官庁に報告し、解消できるよう努める。
395	和歌山刑	H28. 3. 28	移監された際の所持物品について、同じような物品であっても使用できる者とそうでない者がおり、公平性確保のため、統一することを要望する。	前施設で使用していた物品の使用については、施設の管理運営上の支障を生ずるおそれらを考慮した施設の統一的な基準を定め、使用許可相当の物品であれば、使用させ、被収容者間の公平性は担保されている。
396	和歌山刑	H28. 3. 28	自所及び他施設で実施している職業訓練について、その対象科目、受入人員を増加するよう検討されたい。	予算の関係上、直ちに対象科目、受入人員の増加は望めないものの、一般社会における求人状況等を注視しながら、今後検討していきたい。
397	和歌山刑	H28. 3. 28	出所時交付とされている書信について、発信者及び不許可の理由を告知するよう検討されたい。	不許可理由については、全て告知している。また、発信者の氏名については、受刑者の矯正処遇の適切な実施のためその他特に必要があると認めるときは、告知していないが、これは通達に基づいた必要な措置であり、取扱を変更する予定はない。
398	和歌山刑	H28. 3. 28	食事について、今後とも改善工夫の措置を講じられたい。	定期的なアンケートや意識調査で被収容者の希望を把握し、さらに定期的に被収容者を交えて献立会議を実施し、希望を聴く機会を設け、反映させている。
399	和歌山刑	H28. 3. 28	集会における菓子喫食について、菓子の種類・量について嗜好に添えるような措置を講じられたい。	購入できる菓子の種類や数量については、一定の金額の範囲内で業者側と施設側が検討して決定し、さらに被収容者の希望を聴いて検討した内容も反映させている。
400	和歌山刑	H28. 3. 28	祝日菜の菓子について、量及び予算面の見直しを検討されたい。	予算上の制約から祝日菜の菓子の種類・量の選択の幅は限られるものの、毎月の献立部会において、最も適していると思われるものを選定している。
401	和歌山刑	H28. 3. 28	自弁物品の価格の見直しについて業者に伝えられたい。	当所の指定事業者は、全国的な公募により適正に選定された事業者であり、自弁物品の価格等について、施設限りで対応することはできないが、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。
402	和歌山刑	H28. 3. 28	20分の入浴時間が確保されるよう努められたい。	被収容者の入浴時間については、気候、矯正処遇等の内容その他の事情を総合的に考慮した上で、適切に設定し、実施している。
403	和歌山刑	H28. 3. 28	若年職員の定着率が向上するよう、メンタルヘルスケアの実現や有給休暇が取得できるよう努められたい。	定期に幹部職員との意見交換会や職員面接を実施している。冬季休暇及び記念日休暇の取得に関する内規を定め、年次休暇が取得しやすい環境作りに努めている。また、職員のメンタルヘルス対策として、平成27年度から矯正管区に専門的知識を有する「矯正管区メンタルヘルス相談員」（非常勤職員）が配置されており、これを活用して心の健康の増進を図る体制も整備されている。
404	和歌山刑	H28. 3. 28	受刑者に対して公平・平等に接するよう要望する。	公平・平等な処遇に努めている。なお、日本語が理解できない外国人や介護が必要な受刑者等、様々な要因を抱えた受刑者についても、丁寧な対応に努めている。
405	姫路少刑	H28. 3. 30	当委員会が視察した限りでは、特段、緊急に改善を要すると思われる点は認められなかった。	引き続き、適切な施設運営に努めてまいりたい。
406	奈良少刑	H28. 3. 25	被収容者につまようじを支給されたい。	工場就業の受刑者に、昼食後、つまようじを支給することとした。
407	奈良少刑	H28. 3. 25	使い捨てカイロの自弁を積極的に認められたい。	必要性を検討して、適正に判断する。
408	奈良少刑	H28. 3. 25	作業報奨金による書籍等の購入を積極的に認める方向で柔軟な対応をされたい。	作業報奨金使用目的の相当性を検討し、適正に判断する。
409	奈良少刑	H28. 3. 25	食後から食器回収までの時間を読書等の余暇時間として有効に活用すべきである。	左記時間帯は、余暇時間ではないことから、現状どおりとする。
410	奈良少刑	H28. 3. 25	TOEICや英語検定試験などを受講できるようされたい。	可能な限り、受刑者に資格取得の機会を与えるよう努める。
411	奈良少刑	H28. 3. 25	被収容者が不公平感を抱かれぬ職員の言葉遣いや態度を改善されたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、機会あるごとに、不適切な言動をしないよう、職員に指導を行っていく。
412	京都拘	H28. 3. 29	京都拘置所の建替による収容環境の改善が必要と考える。	京都拘置所の建替については、引き続き上級官庁に要望する。
413	大阪拘	H28. 3. 22	視察委員を1名増員し、大学の研究者を加えていただきたい。	視察委員数の増員は当所では対応できないため、増員についての意見があったことは上級官庁に伝えた。
414	大阪拘	H28. 3. 22	義歯（入れ歯）治療について、治療室で義歯の作成を行うことを検討していただきたい。	被収容者の収容期間が不確定であるため、義歯作成は行わず、歯科治療は歯科医師が処置を行っている現状であるが、前向きに検討したい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
415	大阪拘	H28.3.22	内科疾患の治療について、留置施設等の担当医師からの医療情報の取得を的確に行っていたください。	警察機関や検察庁からは、医療情報の申し送りがなされているが今後とも積極的に協議していきたい。
416	大阪拘	H28.3.22	被收容者からの医療要請への対応についての判断の根拠を記録として残して、定期的な検討会を行い、妥当性の検証を行うことが望ましい。	医療要請の重要なものは、カルテに記載して記録している。検討会等については、現実的に困難であるが、今後とも医師と准看護師と連携し適切に対応したい。
417	大阪拘	H28.3.22	新棟と旧棟の処遇の差異について、できる限り不合理が生じないようにすべきであり、屋外運動について雨天や休日でも中止となった場合の振替を実施することを要望する。	現地改築中であり、旧棟で一時的に戸外運動を中止しているが、可能となれば、速やかに再開する予定である。また、雨天等で戸外運動を実施できなかった場合には、30分以上の室内運動の機会を設け健康維持を図っている。
418	大阪拘	H28.3.22	再審請求にかかわる発信や受取の外部交通は、民事訴訟の判決の結果に沿って十分尊重されるべきもので改善の余地がある。	法律の規定に従い、適切に実施しており、違法と判断された場合は是正措置又は改善措置を講じている。
419	大阪拘	H28.3.22	再審請求に関する弁護士との打合せに際して、刑務官の立会いは控えるべきと考える。	立会省略の希望があった場合には、「立会が省略できない特段の事情」がなければ立会をしないこととして、特段の事情の有無を慎重に判断するようにしている。
420	大阪拘	H28.3.22	被收容者が購入する自弁物品の種類について、被收容者の要望に応じて、定期的に再検討願いたい。	指定事業者が取り扱う具体的な商品の選定は、当該指定事業者の判断に委ねられている。被收容者から具体的な商品に関する要望があれば、適宜、指定事業者に情報伝達することとしたい。
421	大阪拘	H28.3.22	職員の言葉や態度に対する苦情が散見され、職員へ被收容者の処遇について指導を検討されたい。	職員に対しては、常日頃から、被收容者の人権を深め、適正な処遇を行うために知識及び技能を習得させているところであるが、今後も職員研修等を重ね、向上に努めたい。
422	大阪拘	H28.3.22	死刑執行場所の視察の申出について実現しなかったが、再考を求めたい。	被收容者の処遇の場ではなく、原則非公開とされている。
423	神戸拘	28.3.8	引き続き常勤医の確保に努め、適切な人数の常勤医態勢をとるよう要望する。また、現在の医療態勢(人員配置基準や医師の採用条件)の改善そのものを上級庁に求めるなどの方策も検討されたい。	本年3月1日付けで常勤医師1名を採用した。今後とも、医師の勤務条件等について積極的に広報し、医療態勢の充実を努める。
424	神戸拘	28.3.8	自殺・自死(企図)への対策として、被收容者の動静把握をきめ細かに行うよう要望する。	今後とも、被收容者のきめ細かな心情把握及び動静視察を徹底する。
425	神戸拘	28.3.8	委員会の活動について、現状以上に被收容者に周知徹底するよう方法を確保するよう依頼する。	被收容者への視察委員会ニュース等の周知文書の配布又は施設内での掲示等に協力しているが、今後も視察委員会から要望があれば可能な範囲で協力していきたい。
426	神戸拘	28.3.8	今後とも、被收容者の人権に配慮した適切な処遇を行うとともに、引き続き、視察委員会への情報提供及び迅速な対応を継続するよう要望する。	従来どおり、広く、速やかに視察委員会に対する情報提供を行う。
427	鳥取刑	H28.3.17	被收容者から刑務所職員に対する威圧的言動に関する意見があった。苦情申出があった場合には、申出をした被收容者の同室又は同工場にいる他の被收容者からの聞取りや申出の対象となった職員以外の職員からの聞取り又は無記名アンケートなどを実施するなど、さらに丁寧な事実確認及び状況確認を行っていたください。	苦情の申出があった場合、関係職員に対して事実関係の調査を行うとともに、必要に応じて他の受刑者からも聞き取り調査を実施し、事実関係の把握に取り組んでいるところであるが、今後も、慎重かつ適切な対応を行いたい。
428	鳥取刑	H28.3.17	刑務所においては、「公衆浴場における衛生等管理要領等」がそのまま適用はされないものの、参考にすべきものと思われることから、風呂の水の入れ替え頻度を含め、風呂の衛生管理についての再度検討していただきたい。	風呂の衛生管理については、万全を期しているところであるが、意見を基に予算事情を踏まえた上で更なる衛生管理に努めていきたい。
429	鳥取刑	H28.3.17	タオル地のハンカチであって30cm四方程度の大きめのハンカチを置いて欲しい、歯ブラシキャップ(歯ブラシの先端部分を保護するもの)を置いて欲しいとの要望があった。被收容者からの要望を全て取り入れることは不可能であるが、今後の課題として、自弁可能な品目の追加又は入替えについて検討願いたい。	当所においては、全国統一取扱物品の中から、ハンカチは縦約20センチメートル・横約21.5センチメートルの普通サイズの物を、また、歯ブラシケース(歯ブラシ全体と歯磨きチューブを一緒に収納できるもの)を購入させる取扱いとしている。
430	鳥取刑	H28.3.17	定期的に発行されるものではないコミックやムックなどの「その他雑誌扱い出版物」を書籍として取り扱うことについて検討されたい。	「コミック」及び「ムック本」について、内規に沿うものである場合は書籍として取扱うこととしている。
431	鳥取刑	H28.3.17	移送されてきた被收容者に対して移送前の治療と大きく異なる治療方針としたときには、異なる治療とした理由を簡潔でもよいので説明するよう努めていただきたい。	訓令に基づき、症状、診断傷病名、処置及び治療方針等の診療情報については、情報の全部又は一部を提供しないことが相当と認められる場合を除き、診療情報として告げている。今後においても、同訓令等に基づき、適切に対処していきたい。
432	松江刑	H27.5.1	平成26年度に委員会の意見として出したが、地域社会との共生・地域社会に開かれた施設を目指した参観活動の実施を推進すること。	施設参観は積極的に受け入れるとともに、公民館を通じて近隣自治体に施設参観希望者を募り、11月3日に地域住民対象の参観を実施した。また、その他にも教職員を対象とした参観や、マスコミ関係者を対象とした参観も行っている。
433	松江刑	H27.7.16	熱中症への対策をしっかりとすること。	熱中症対策については、5月から8月にかけて内規を7本発出しており、口頭指示も含めて対応している。
434	松江刑	H28.1.20	被疑者ノートの誤廃棄事案は、職員の願せん等の確認不足が主たる原因と思われる。ダブルチェックの実施等、今後このようなことがないよう再発防止策をしっかりとっていただきたい。	このような事案が起きたことを真摯に受け止め、当該書類の重要性を関係職員に説明し注意喚起するとともに、裁判書類の取扱や廃棄の留意事項、処理要領等についての内規を発出し、管理手続の周知・徹底を図った。
435	松江刑	H28.1.20	被收容者が自殺事案をじゃっ起し、死亡したことは結果が重大である。適正かつ綿密な視察をしていただきたい。	職員全体研修や内規の発出により、適正な動静視察を徹底するよう指示し、より一層の自殺事故の防止を期している。
436	松江刑	H28.1.20	高血圧の被收容者から減塩食の要望が出ている。必要を認めるならば対処する方向で検討されたい。	医師課長の診察の際、高血圧等で必要と判断された被收容者には、減塩食を実施していくよう運用を改める。その運用については現在検討中である。
437	松江刑	H28.1.20	カレーにスプーンがついて、シチューにスプーンがつかないといった食器の配膳状況を改善すること。	シチューにはスプーンを配膳するよう改善した。
438	島根セ	H28.3.30	引き続き職員の資質向上や人権意識の高揚を図り研修を充実していただきたい。	平成27年度においても外部講師を招聘するなど、職員の資質向上や人権意識の高揚を図る研修を実施しており、今後もこれを継続していきたい。
439	島根セ	H28.3.30	不適切な言動等が認められた職員に対し、適切な指導等を行うとともに、職員がそのような言動にいたった経緯等について調査し、職員自身に必要な措置を取られたい。	平成27年度においても事実関係を詳細に調査し、原因、経緯等を明らかにした上で、職員に対し、必要な指導等を実施しており、今後もこれを継続していきたい。
440	島根セ	H28.3.30	施設内監視カメラの録画した画像の保存期間の延長をしていただきたい。	施設内の監視カメラの管理等を委託している民間から録画した画像の保存期間を延長することは、機器の整備等が必要となり、現状において対応できない旨の回答があったため、今後の対応は困難である。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
441	島根セ	H28.3.30	受刑者にアンケートを取る際、アンケートの趣旨・目的、結果の利用・周知方法等について、アンケート用紙に記載するなどして、わかりやすく説明していただきたい。	アンケートの趣旨等については、その実施に当たりわかりやすく説明を実施しており、今後もこれを継続していきたい。
442	島根セ	H28.3.30	受刑者のアンケート結果を踏まえた改善を実施する場合は、その結果を反映したことが受刑者に伝わるような工夫をしていただきたい。	平成27年度において、自弁菓子の集計結果の掲示、献立表へのアンケート人気上位であることの実記などを行っており、今後もこれを継続していきたい。
443	島根セ	H28.3.30	アンケートの質問項目について、委員会が意見を述べる機会を作っていただきたい。	平成28年度において、当該機会を作ることで検討したい。
444	島根セ	H28.3.30	自弁物品の品目・種類等について、受刑者の希望を反映する仕組みを検討していただきたい。	自弁物品の品目等については、関係規程等により定められており、当センター限りでの対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。
445	岡山刑	H28.2.24	保健衛生及び医療の重要性に鑑み、今後とも保健助手のみの判断にとどまらず、医師による診察及び処方を行うように要望する。	被收容者に対する診療及び投薬については、保健助手が症状を確認し、それを踏まえて医師の診療及び薬剤を処方している。今後も適正な医療を行っていく。
446	岡山刑	H28.2.24	運動用具の破損については、適宜、適切に交換整備するように要望する。	運動用具については、予算的な問題も考慮しつつ、引き続き適宜適切に対処していく。
447	岡山刑	H28.2.24	歯科治療が週1回（半日）とされていることから、時期により2か月以上の待機期間が生じているとのことであるが、医療体制を含めて、できるだけ早期に治療が受けられるように要望する。	高齢者が多いため、義歯の製作や調整を希望する者も多くなってきており、義歯の製作等に治療時間が多くかかる現状ではあるが、診療時間を増やすなどして早期治療に努めたい。
448	岡山刑	H28.2.24	夜間、早朝の時間帯については、職員に対し、扉の開閉等に注意喚起されていると思われるが、今後とも職員に対する指導の徹底を要望する。	扉の構造及び老朽化から、解錠時や扉の開閉時にどうしても音が発生してしまうため、扉をゆっくり開閉するなどして必要以上に騒音を発生させないように職員に注意喚起及び指導を行っているところであり、今度も十分に配慮したい。また、施設の改築も上級官庁に要求していく。
449	岡山刑	H28.2.24	職業訓練について、不採用理由の告知や（採用されるための）改善点の指導及び再募集の機会の付与などを検討し、柔軟な改善指導の実施を要望する。	不採用時には、その理由の告知を行っている。また、ビジネススキル科の新規訓練の開設を予定し、応募の機会を設ける。
450	岡山刑	H28.2.24	高齢者が職業訓練に不採用となった場合、その理由を精査し、採用の余地の検討を要望する。	職業訓練の採用の可否は、年齢制限はなく、当該訓練に耐えられるかどうかであり、高齢のみを理由として除外することはない。
451	岡山刑	H28.2.24	被收容者に対する着衣の変更について、気候や寒暖差に配慮した柔軟な対応を要望する。	気候や寒暖差等に配慮した柔軟な処遇変更を行っている。
452	岡山刑	H28.2.24	改善指導について指導回数が増加や受講希望者への柔軟な対応など被收容者の特性に応じた幅広い実施を要望する。	改善指導は、各受刑者の必要性に応じ、年間100名程度が受講している。受講回数や受講人員をこれ以上増やすことは、時間的・予算的に困難である。
453	岡山刑	H28.2.24	矯正指導の受講後の感想を記載する枠を大きくするように要望する。	感想文は、必要であれば、裏面に記載するように指導しているの、様式は現状のままとする。
454	岡山刑	H28.2.24	被收容者から自己を担当する保護司の氏名等に関する教示の要望があった際にその可否を告知するだけでなく、その理由も説明するように要望する。	担当保護司に関する情報の教示等については、当該保護司の意向を尊重した対応としている。
455	岡山刑	H28.2.24	1・2類集会のお菓子の選定に際して、受刑者からアンケートを実施するなど、受刑者の嗜好に沿ったものを選定するように要望する。	1・2類集会の菓子は、複数の中から500円以内で選択して購入する取扱いを行っている。また、購入希望の少ないものについては適宜見直しを行っている。
456	岡山刑	H28.2.24	被收容者に人気のあるクラブ活動については、可能な限り長期中断することがないよう要望する。	クラブ活動の場所、設備、教材、活動内容及び講師（民間協力者の外部講師）の希望等を総合的に勘案して実施しているが、長期の中断がないように努める。
457	岡山刑	H28.2.24	原稿用紙や電子辞書等の使用を不許可とした場合は、その理由を説明し、また、居室担当者へのみの判断で不許可とする運用はしないよう要望する。	保安上の観点から不許可理由を詳細に説明することは困難であることについて御理解願いたい。また、居室担当者へのみの判断で不許可とすることはない。
458	岡山刑	H28.2.24	自弁購入の書籍について、できるだけ入荷を早めるよう要望する。また、入荷までに期間を要した理由や品切れとなった理由を教示するように要望する。	書籍の納品は、業者の都合によるものが大きく、業者に対する働きかけを行う。また、理由の告知については、業者に問い合わせを行うなど、その情報の収集に努めて、可能な範囲で説明する。
459	岡山刑	H28.2.24	自弁物品の販売業者を全国一律ではなく、矯正管区ごとに選定できるように改善措置を講じられたい。	当所の指定事業者は、全国的な公募により適正に選定された事業者であり、頂いた意見については、施設限りでの対応することはできないが、上級官庁に伝達する。
460	広島刑	H28.3.29	提案書・意見書の提出に有形・無形の圧力があるとの訴えがあるので、刑務官に対する教育を引き続き徹底されること及び教育状況の報告を要請する。	御指摘のような事実は確認できないが、各種職務研修等を通じて、人権に対する意識の向上に努めており、今後も継続して実施していく予定である。
461	広島刑	H28.3.29	提案書・意見書の提出方法について、改築後の状況から改善の余地はないか。	提案書・意見書の提出方法については、各居室棟出入口に設置された提案箱に被收容者が自ら投函して提出させる取扱いをしているところ、現在の取扱いで、特段の問題は生じておらず、改善の必要性は認められない。
462	広島刑	H28.3.29	医師の確保について、関係機関とも連携して努めること。	毎年度、広島大学病院及び基幹の病院の院長等に面会し、矯正医療への理解を求め、継続的な医師の派遣及び矯正医官の募集を行っている。また、医療対策協議会を実施することで地域の医療施設の矯正医療に対する理解を深め、さらには、次代の医療関係の要職となる学生に対しての講義を実施するなど広報活動に努めている。
463	広島刑	H28.3.29	受診を認めるか否か、看護師又は准看護師が関与していることが、受刑者の不満の根拠ともなっており、その適正さを担保するシステムを検討する必要がある。	診察希望については、症状が明らかに軽いものも多く、その全てについて医師が診察しては、適正な医療を提供することが困難となってくる。当所には国家資格を有する看護師及び都道府県の資格を有する准看護師が複数名配置されており、外部の医療機関での勤務経験がある者や研修に随時参加するなど経験も豊富であるため、申出を受ける際、一次的に診察の緊急性等の判断をすることはあるが、医師の指示の下、診察の必要がある場合は適切に対応している。
464	広島刑	H28.3.29	矯正施設内の医療においても質・量ともに一般社会と同等の水準のものが提供されるべきであると考えている。	矯正医療の充実強化が平成28年度矯正運営の重点施策で定められており、矯正医療を充実させて受刑者の心身の健康を保持し、出所後の就労につなげる必要があるため、医療重点施設として設備の充実、さらには常勤医師の配置及び各専門医の招へいによる継続的な診察など最大限の医療の提供を行っている。
465	広島刑	H28.3.29	霜焼けの訴えに対して、暖房機、布団・衣類等でも柔軟な対応を希望する。	防寒対策及び霜焼けの予防対策として、手袋の自弁、メリヤスの貸与及び毛布の増貸を認めている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
466	広島刑	H28. 3. 29	夏場の熱中症について、水分補給だけでなく、風通し等に十分な配慮を希望する。	熱中症対策として、空室扉を開放することで、風通しを良くしており、夏場の環境に配慮している。
467	広島刑	H28. 3. 29	献立について受刑者のアンケートを参考にしていると聞くがより良い食事を給与できるよう、一層の工夫を重ねて努力されたい。	アンケートの意見を踏まえ、栄養価、熱量等を考慮しつつ、引き続き被収容者の食生活内容の充実に取り組みたい。
468	広島刑	H28. 3. 29	刑務官の受刑者に対する態度について、刑務官同士の話し合いを交えるなどの工夫をしながら引き続き教育・指導をされたい。	各種職務研修等を通じて、人権に対する意識の向上に努めており、今後も継続して実施していく予定である。
469	広島刑	H28. 3. 29	逃走・改築等により屋外運動に支障がでている。	逃走事故があったことをもって戸外運動制限はしていない。当所全体現地改築工事のため運動場が未整備であるのは事実であるが、仮設運動場において運動を実施させるなど、現在の状況を踏まえて、戸外運動の機会をできる限り与えている。
470	広島刑	H28. 3. 29	カラオケ、囲碁・将棋大会、花見等の提案があった。適宜、実施することが望ましい。	カラオケについては、15年以上前に体育館で実施したが、受刑者の希望が多いため歌う順番が回って来ず、受刑者から不満が出るなどしたため、中止した経緯がある。この問題への対策が必要であり、かつ、カラオケ機材の新規整備も必要であることから、現時点での再開は考えていない。 囲碁・将棋大会については、現在、3名の選手の工場対抗の団体戦を年に1回、行っており、これからも継続していきたい。 花見については、敷地内に桜がないこと、また、現在、改築工事が進行中であることから保安上クリアすべき課題が多く、実施は困難である。
471	広島刑	H28. 3. 29	受刑者のテレビ視聴は更生につながるため、視聴時間のより一層の拡大を要請する。	現在、制限区分第2種かつ優遇区分第2類の者については、既に視聴時間の延長を行っている。このことは、他の受刑者の範になり、自目より真面目に努めて早く前記の第2種・第2類になりたいといった目標につながり、矯正指導に大きく効果をもたらしている。全ての受刑者のテレビ視聴時間を延長するかについては、今後も更に検討したい。
472	広島刑	H28. 3. 29	新聞の部数を増やすなど相当な新聞の閲読時間が確保されることを要請する。	自弁購入が可能な新聞紙は、「読売、朝日、スポニチ、報知、英語、中国語」の6紙であり、この中から、通常新聞紙1紙とスポーツ新聞紙1紙が購入可能である。また、回覧用新聞紙として「中国新聞」を常備するなどしており、部数も十分に確保している。ただし、回覧新聞の閲読時間帯については、施設の管理運営上の問題でもあり、検討を要する。
473	広島刑	H28. 3. 29	教育について、グループ内で話し合う機会を作り、メンバーを入れ替えるのではなく経験者を残す方が良いとの意見があり傾聴するべきものと思う。	薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導については、受刑者のグループワークを実施しており、そこに、教育専門官、刑務官、処遇カウンセラー等が参加してグループワークの導入から展開・まとめまでを担当し、最終回にグループを閉じて完結するカリキュラムとしており、今後も、受刑者の再受講は予定しない。なお、酒害教育については、受講終了後、受講者の希望があれば再受講を検討する取扱いとしている。
474	広島刑	H28. 3. 29	危険物、簿記、珠算、書道などの資格試験も受けることができるようにしてほしいとの意見があり積極的に検討されたい。	資格取得については、公費又は私費による通信教育や各種職業訓練を通じて取得の機会が得られる種目等があり、社会的なニーズを勘案して検討作業を進めている。なお、他施設が定期的に職業訓練の募集を行っており、それに応募し、認可されれば、各種資格を取得できるシステムとなっていることについて、受刑者に引き続き周知徹底を図りたい。
475	広島刑	H28. 3. 29	優良工場とビデオ鑑賞について、工場単位ではなく個人単位で評価するよう変更を要請する。	優良工場ビデオの視聴に関しては、規律及び作業能力向上の意欲を高めさせ、改善更生に役立たせることを目的とし、さらに、集団が一つの目標に向かって団結するという意味からも、その目的は合理性があるものと理解しているが、連帯責任的な制度であるという意見については、今後、引き続き検討したい。
476	広島刑	H28. 3. 29	雑誌の廃棄について心得の記載は誤解を招きかねない。表現を改めるよう要請する。	雑誌の廃棄は平成18年5月23日付け矯正訓第3300号「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令」第8条において「閲覧後に破棄することを原則とする」旨が規定され、その例外として、平成19年5月30日付け矯正訓第3345号「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令の運用について」の記の6において、「居室内での所持、宅下げ又は領置」が認められており、これらに基づいて個別に判断していることや、生活心得P30の「(2) 雑誌・単行本「カ」」において、交付後所持できる期間を明示し、それを経過後、廃棄が求められると記載しているが、これが廃棄を強制する趣旨ではないことを説明したところである。当該記載内容については、誤解を招くことのないよう、検討を継続する。
477	広島刑	H28. 3. 29	所内生活の心得の内容について、当委員会が集会の菓子は500円分まで購入できるのではないかと指摘したことに対し、所内生活の心得の記載を追加しているが、十分な内容となっていないので、改めて改善を要求する。	優遇措置の嗜好品の自弁の金額については、通達に基づき、500円以内とする旨、所内生活の心得に記載していたところ、500円まで購入できるのではないかと委員会の御指摘を踏まえ、所内生活の心得に「嗜好品については、品名、数量及び価格をその都度指定する。」と記載を追加したが、記載内容については、必要に応じて、今後もさらに検討したい。
478	山口刑	H28. 3. 30	被収容者の約2割が精神疾患を有し、また、精神科医の診察回数が限られている現状において、今以上に臨床心理士の活用を求める。	より一層の臨床心理士の活用を検討する。
479	山口刑	H28. 3. 30	今後、精神疾患を有する被収容者の増加が見込まれる中、山口少年鑑別所に配属されている臨床心理士有資格者との間で、更なる緊密なコミュニケーションを取ることが望まれます。このことにより、きめ細やかな対応が可能となり、疾患の早期発見、早期治療に結びつくものと考えられる。	他の矯正施設の臨床心理士との連携を図っていく。
480	山口刑	H28. 3. 30	話を聞いてもらうだけで精神状態が安定することもあるので、必要と考えられる被収容者には定期的にカウンセリングを受けさせられるような体制を確立していただきたい。	今後も積極的にカウンセリングを実施していく。
481	山口刑	H28. 3. 30	熱中症対策について、扇風機を明け方まで作動させてほしいとの要望が多く出ている。気温や被収容者の体調に応じ柔軟に対応していただきたい。	熱中症への適切な対応を図るため、扇風機を作動時間を検討する。
482	山口刑	H28. 3. 30	刑事施設の長に対する苦情の申出（口頭）の聴取について、適切な聴取者を選定していただきたい。	口頭による苦情の申出の代理聴取については、幹部職員のうちから適切な者を指名しているところであるが、今後も適切な選定に努める。
483	山口刑	H28. 3. 30	弁護士会人権擁護委員会からの照会に対しては、できる限り詳細に事情を示していただくなどして、必要十分な説明となるようにご配慮いただきたい。	刑事施設の適正な管理運営や個人情報保護等にも配慮する必要はあるが、可能な範囲で、今後も十分な説明を行っていく。
484	山口刑	H28. 3. 30	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、職員研修等を通じて指導を行い、引き続き、被収容者の人格を尊重し、個人情報にも配慮する。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、職員研修等を通じて指導を行い、引き続き、被収容者の人格を尊重し、個人情報にも配慮する。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
485	山口刑	H28. 3. 30	官本貸出頻度を減少した理由について、被收容者から十分な理解が得られていないと思われる。運営方法の変更理由については、十分な理解が得られるように説明を尽くしていただきたい。	処遇内容を変更する際は、工場内で変更内容を掲示し、また、担当職員や告知放送等により説明を実施しているが、今後も十分な理解が得られるように努力する。
486	山口刑	H28. 3. 30	施設運営の参考として、施設参観者に対し、所内見学の感想程度のものでよいので、アンケートを実施してはどうかと思います。	アンケートの実施について検討する。
487	山口刑	H28. 3. 30	菓子の選定について、低価格で量の多い商品にしてほしいなどといった要望が例年あることに鑑み、抜本的な対応をご検討いただきたい。	例年、被收容者に対して意識調査アンケートを実施し、菓子選定の参考としており、本年度も同アンケートを実施し、その結果を検討する。
488	山口刑	H28. 3. 30	老人ホーム入居者の理容作業等社会貢献への取組みの報道は、被收容者の技術や努力の実態を社会に伝えるものであり、社会復帰に有用なものであることから、今後も継続してほしい。	今後も社会貢献作業を継続し、それを広報することにより、社会から理解されるよう努め、円滑な社会復帰を図る。
489	岩国刑	H28. 3. 17	医療スタッフの増員及び地域医療機関への委託等、迅速・適切な診療実施のための基盤整備を希望する。	平成27年度において近隣医療機関に対する働き掛けを行い、平成28年度から非常勤医師等による内科診察の増加、新たな通院・入院先として3箇所の外部医療機関の確保を実現した。今後もさらに地域医療機関との連携体制の強化を推進したい。
490	岩国刑	H28. 3. 17	食事に関し、さらに広く被收容者の要望を汲み取った形で献立作成をお願いする。	現在は、各工場単位で取りまとめられた意見を献立へ反映させる方法としているところ、今後、要望等の聴取方法、献立への反映に関し、より良いものとするべく検討を行う。
491	岩国刑	H28. 3. 17	炊事工場の建設工場の開始が未定の状況であることに關し、被收容者においても関心のある事項と思われるため、十分な周知をお願いしたい。	平成28年3月16日（水）、全被收容者に対し、炊事工場棟の建設工事が延期になったことに関する説明を行った。
492	岩国刑	H28. 3. 17	調髪に関し、希望しても3か月以上待たされるとの申出があり、2か月に1回は実施できるように配慮されたい。	調髪に関し、従前は不定期に実施していたものを本年3月から、毎週1回実施することに改め、定期的かつ安定した調髪の実施を図った。
493	岩国刑	H28. 3. 17	熱中症対策として、適宜の休養・水分補給処置に加え、冷房設備の配慮等、十分な対策を講じられたい。	生産工場、洗濯工場等への空調機器の設置、居室棟には、扇風機又はスポットクーラーを設置するほか、共同室1室及び単独室4室に冷房設備を設置して熱中症が疑われる被收容者を収容することとし、このほかに塩飴、清涼飲料水の給与、屋外就業者へのネッククーラーの貸与等、熱中症防止措置を行っている。
494	岩国刑	H28. 3. 17	女子刑事施設特有の愛情や課題を職員との意見交換会を通じて把握、分析し、短期的・長期的いずれの観点からも必要な改善策を実施し、女性職員の執務環境を改善させて職場定着を図られたい。	職員負担の軽減を目的とした職員配置の見直しを継続的に実施するほか、採用後1年未満の職員に対する相談・助言等の支援体制の構築、幹部職員との意見交換の場、レクリエーションの設定、公私に渡り支援する取組を行っており、今後さらに充実させ、推進したい。
495	岩国刑	H28. 3. 17	被收容者の認識不足に基づく意見が多数存在する現状もあるため、被收容者の誤解解消を図るとともに、意見・提案が施設運営に反映されている状況等が実感してもらえるよう、施設からの回答内容を被收容者へも周知してもらいたい。	視察委員会から原稿等が寄せられた場合には、所内誌に掲載するなど、周知を図りたい。 また、施設としても、被收容者の認識不足、誤解の解消に向けて視察委員会の取組に係る周知を積極的に図っていきたい。
496	美祿七	H28. 3. 25	情報処理技術科職業訓練について、履修期間が終了した者も再度同カリキュラムを受講するシステムとなっており、非効率と思われる。受刑者の習熟度に応じたより細かいカリキュラムの設定を考案されたい。	民間事業者と調整し、受刑者の習熟度に合わせた訓練が実施されるようカリキュラムの見直しを図った。
497	美祿七	H28. 3. 25	若年女子職員の離職率の低下を図るため、サポート体制の強化について要望する。	若年女子職員の離職状況は、平成25年度は6名、同26年度は11名、同27年度は2名である。 離職率の低下を図るためのサポート強化策として、幹部職員との意見交換会を2回実施した。業務のことに限らないテーマを設けて意見交換を実施した結果、相談しやすい体制作りにつながっている。
498	美祿七	H28. 3. 25	開設から9年が経過し、医療設備や器具等に経年劣化等が生じていないか。また、レントゲン機器が設置されているものの、使用できない状態となっており、これが撮影できれば、骨折等の疑いのある受刑者を外部病院へ通院させる必要がなくなり、職員負担の軽減にもつながるので、早急に使用できるように改善されたい。さらに、医薬品についても社会一般の医療水準と同程度のもを使用するよう要望する。	医療機器の整備を担当している民間事業者に機器の現状確認と点検を依頼しているところである。また、医療管理委託先である診療所（美祿市運営）には非常勤を含めた医師にそれらの実情を伝達して、可能な限り活用を図るとともに、機器の更新計画に反映させるための意見を聴取することとしている。医薬品についても医師の意見を踏まえて、このたびの要望を反映してもらうよう働きかける。
499	美祿七	H28. 3. 25	受刑者のテレビ視聴に関して、共同ホール等で一定時間テレビが視聴できるものの、各居室内ではリアルタイムの放送を視聴することができない。各個室でテレビ放送が自由視聴できるように改善されることを提案する。	居室におけるリアルタイムのテレビ放送の視聴については、制度、予算及び当センターの設備構造上の問題等、その実施に困難な点があるため、上級庁とも協議しつつ、引き続き、民間事業者等関係者とも、時事の報道に触れる機会の充実について検討したい。
500	美祿七	H28. 3. 25	収容段階で就職先が決まっていることは再犯防止に大きく資することとなる。ハローワークとの連携・協働等の方策を検討するように求める。	就労支援体制の充実強化策として、これまでの就労支援スタッフの配置に加え、平成28年6月からハローワーク宇都の職員を週2回ないし3回程度当センターに駐在させ、受刑者の就労調整業務を行うこととなり、現在諸準備を行っているところである。
501	広島拘	H28. 3. 14	来年度、当委員会が職員研修への立会を求めた場合、立会に協力するよう求める。	職員研修の立会について、御依頼があれば、対応する。
502	徳島刑	H27. 8. 3	最近指示された就寝時の荷物の置き場所であるが、寝前と起きた時に毎回荷物を（私物バッグ）を移動しなければならず、腰痛を患っている人も少なくなく、改善するよう勧告する。	大災害が発生した際に頭部近くの私物バッグが落下して負傷しないよう畳の上に置かせ保管させており、取扱いに問題はないと考えている。
503	徳島刑	H27. 8. 3	昼夜独居平日の午前、昼、午後の休み時間、従来は運動できていたところ、現在は読書、読書禁止で体がなまるので改善を要望する。	工場就業者との処遇上の公平性を保つため、平日の昼食後から午後の作業開始までの間及び午前・午後の休憩時間中に筆記、書籍等（書籍、雑誌、新聞紙その他文書図書）及び信書の閲覧並びに居室内運動を認めないこととしたことに問題はないと考えている。
504	徳島刑	H27. 8. 3	現在刺青関係の本が認められていないが、刺青に犯罪性はなく、憲法でも職業選択の自由が謳われているのに、刺青や刺青師の事を認めないのは明らかな憲法違反であり、改善を要望する。	入れ墨等を施した人物の写真を閲覧することは、反社会的組織である暴力団に対する親和性や誤った認識を助長することにつながるおそれがあることから、書籍等の内容に応じ、関係法令に基づき、当該部分を抹消するなどしている。
505	徳島刑	H27. 8. 3	食事の際テーブル上にテーブルクロス若しくはトレイを置いて食事をさせてはどうか。その理由は、書き物をしたり、読書、食事等、全て同じテーブルを使うためである。	工場の食堂内のテーブルにおいては、テーブルクロスを使用させている。なお、居室内においては貸与していないが、食事後に布巾で拭くなどすれば十分に対応可能であると考えている。
506	徳島刑	H27. 8. 3	布団、毛布など各自の寝具全体を包みカバーする布団カバーを設置・貸与してはどうか。平日は布団全体をホコリの付着を防ぎ、免業日はこれに加えて見た目がきれいになり、居室全体が明るくすっきりするので精神面でも効果があり、衆情の安定にも寄与すると思われる。	提案のあった寝具全体を包むカバーは脱着の手間等を考えると導入は難しい。現状は、枕には筒状の枕カバー、敷布団にはシーツ、掛布団には首元に当たる部分への襟布をそれぞれ貸与して、各寝具に装着させており、定期的に洗濯を実施しており、問題はないと考えている。
507	徳島刑	H27. 8. 3	居室内の掃除用として、現行の「ほうき、はたき、ちりとり」だけでなく、他の掃除用具を設置するか若しくは週に1度くらいでも貸与する等、掃除用具の改善を提案する。	清掃道具として、ちり取り、ほうき、はたきの他、バケツ、タワシ、清掃用石けん、雑巾、布巾、スポンジ、液体洗剤等を各居室に備えている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
508	徳島刑	H27. 8. 3	衛生と冬の手荒れ防止等のため、食器洗い用と便所掃除用の2つのゴム手袋を居室内備品として貸与してはどうか。	ゴム手袋については、居室内備品として一律に貸与する必要性は認められない。なお、自弁物品の場合は、受刑者からの申出内容及びその用途に鑑み、受刑者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要であると認められる場合に限り、購入を許すことが相当であることとされており、申出があれば、個別に検討することとしている。
509	徳島刑	H27. 8. 3	炊事工場で調理された食事が冷めない対策を検討していただきたい。	外気温などに左右されるものの、当所では、できる限り、調理し立ての食事が配付されるよう配慮している。なお、温蔵庫等の設備や保温用容器は予算上実施が難しい。
510	徳島刑	H27. 8. 3	日用品の価格について、検討願いたい。	当所の指定事業者は、全国的な公募により適正に選定された事業者であり、自弁物品の価格等について、施設限りで対応することはできないが、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。
511	徳島刑	H27. 12. 16	冬季の居室環境対策のため、居室に暖房を入れてはどうか。	要望を実現するためには、処遇の平等性を保つため、被収容者を収容するすべての居室に暖房設備を設置する必要があるところ、設置には、予算上極めて困難であるため現段階では不可能である。なお、寒さ対策のため、医療上必要と判断された場合は、エアコンの設置された居室に収容したり、湯たんぼ又は電気毛布を貸与して対応している。
512	徳島刑	H27. 12. 16	保温対策として、湯たんぼの使用を検討していただきたい。	受刑者全員に湯たんぼを貸与することは予算上極めて困難であるが、医療上、必要と認められる場合は貸与している。
513	徳島刑	H27. 12. 16	保温対策として、使い捨てカイロを購入させてはどうか。	医師の所見等を参考にした上で、特に必要と認められた者に対しては使用を認めている。
514	徳島刑	H28. 1. 13	大阪高裁において、受刑者の選挙権制限は違憲との判決が出たが、受刑者の投票について検討願いたい。	公職選挙法の規定により受刑者には投票権はなく、当所限りでは判断できない事項である。
515	徳島刑	H28. 1. 13	監査官に対する苦情の申出で口頭による方法を選択した際、時間が10分間と教えられた。監査官が忙しいことは理解しているが、もう少し、申出を聴取する時間を確保してもらいたい。	聴取時間は、監査官が申出希望者数を勘案して申出者一人当たりの対応時間を決定するものであり、各刑事施設は関与できない。
516	高松刑	H28. 3. 18	閉居罰執行者の服装について、夏季の熱中症対策として、柔軟に取り扱っていただきたい。	閉居罰執行者の服装については、気候、気温等に応じて、見直すことを検討する。
517	高松刑	H28. 3. 18	熱中症対策として、扇風機の設置台数を増やすことを検討願いたい。	予算上の制約はあるが、増設に努める。
518	高松刑	H28. 3. 18	高齢受刑者の処遇について、被収容者個々の身体能力に配慮した柔軟な処遇をされたい。	被収容者個々の身体状況に応じた対応を心がけることとする。
519	高松刑	H28. 3. 18	夜間及び早朝は、できる限り被収容者の睡眠に支障が生じるような音を立てないように配慮されたい。	居室勤務者については、運動靴を使用させ、居室廊下にマットを敷き、消音に努めている。
520	高松刑	H28. 3. 18	希望する医療や投薬が受けられないと不満を抱く被収容者に対しては、医師による診断内容、医療や投薬が不必要である理由を丁寧に説明されたい。	診断・投薬内容及び投薬の必要性については、可能な限り医師が説明を行っている。
521	高松刑	H28. 3. 18	被収容者から刑務官に対する不平等な取扱いの訴えがあった場合には、被収容者からも事情聴取等するなど適切な調査を行われたい。	被収容者からの訴えについては、事案に応じて被収容者からの事情聴取等を行っている。
522	高松刑	H28. 3. 18	企業説明会など受刑者の社会復帰後の就職に関する具体的な取組を継続されたい。	企業説明会については、本年度の反省を踏まえ、次年度も継続して取り組むこととしている。
523	高知刑	H28. 3. 4	職員の言動に対する不満が多いことから、職員研修等を通じて指導方法を検討されたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導しなければならない場合もあるが、これまでも各種研修を実施し、職員の指導技術向上に努めているところ、次年度は、新たな研修（アンガーマネジメント）を取り入れるなど積極的に実施していく。
524	高知刑	H28. 3. 4	職員の執務環境（職員トイレ、仮眠室など）の改善を要望する。	予算上の問題等、当所限りでは対応が困難な事情であるため、今後、上級官庁に働き掛けていきたい。
525	高知刑	H28. 3. 4	会議において委員から提案された事項について、改善した事項があれば、最終会議において提出してもらいたい。	次年度から、提案を受け改善した事項については、施設側で取りまとめた上、第6回会議において配布するものとする。
526	北九医刑	H28. 3. 31	治療回復を要しないA・W指標の者のテレビ視聴については、冬期に布団に入っている視聴、余暇時間に横臥しての視聴が可能なように改善されたい。	精神障害を持つ被収容者に昼と夜の一定の生活リズムを習慣づけるため、当所ではテレビ視聴の際、就床を認めていないところ、A・W指標の被収容者とM指標の被収容者が同一寮内で生活しており、A・W指標の被収容者のみ就床してのテレビ視聴を認めることは、被収容者の処遇の公平性から難しい。 なお、冬期においては、居室内で安座した状態で肩から毛布を掛けることを認めている。
527	北九医刑	H28. 3. 31	受刑者がしもやけにならぬよう可能な限りの防寒対策をされたい。	居室内においては凍傷予防のため、手袋等の使用を認めており、自費での保湿クリームの購入も可能である。また、医療上必要と認められれば、個別に医療上の措置や防寒対策を講じることとしている。
528	北九医刑	H28. 3. 31	栄養士が変わって以降、メニューに対する不満が増えているので、受刑者の意見を聴取し、メニュー作成の参考とされたい。	給食メニューについて、アンケート方式により受刑者への聴取を実施し、同アンケート結果をメニュー作成の参考としている。 なお、メニューについては、栄養士が計画作成したものを、給食委員会において関係職員が確認を行っている。
529	北九医刑	H28. 3. 31	当所の指定事業者の販売する物品の種類、品質、価格について、その適否について上級庁で検討するよう働きかけてほしい。	当所の指定事業者は、全国的な公募により適正に選定された事業者であり、自弁物品の規格等について、施設限りで対応することはできないが、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。
530	北九医刑	H28. 3. 31	腫瘍がある受刑者がいるところ、悪化しなければ治療できないと言われているようであるので、簡単な手術ですむものであれば直ちに外部治療を認めるなど適切な対応をされたい。	診察においては、医師の専門的判断がなされており、必要に応じて、外科等専門医による診断・検査や相談、定期的なフォローを行うなど総合的に判断しており、引き続き適正な医療の提供を行いたい。
531	北九医刑	H28. 3. 31	夜間、男性職員による女区の巡視の仕方を改善されたい。 女性職員を同行しているのであれば、房室内の確認は、女性職員が行い、女子受刑者のプライバシーにも配慮し無用な羞恥心を抱くことがないよう改善されたい。	夜間は、男性監督者が女区の巡回を実施しているが、女子職員が同行する際は、女子職員の先導により巡回を実施している。なお、単独で監督巡回をする場合には、性差の違いによる羞恥心に配慮するよう指導している。
532	北九医刑	H28. 3. 31	炊事工場作業者は、長時間作業、休日作業を余儀なくされている。 作業従事期間を定めて交代する、仮出所や作業報奨金において優遇措置を採るなど、特定の者の負担が過重とならないよう改善について働きかけられたい。	炊事工場に就業する受刑者については、早出作業をする受刑者はその分早く還室させたり、延長食の支給を行うほか、休日に作業した受刑者の代休を確保するなどして、特定の者の負担が過剰とならないよう努めている。
533	北九医刑	H28. 3. 31	毎年、特定の職員につき、異なる受刑者から、態度が横柄、無用に大声を出すとの指摘がなされる。改善をお願いしたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導しなければならない場合もあるが、被収容者に対する言辭等については、これまでも職員研修等の機会を設けて注意を喚起しているところ、今後も研修等で注意を喚起していきたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
534	福岡刑	H28. 3. 31	制限緩和や優遇措置が、規律秩序維持の道具として優先的に利用されることがないように要望する。	制限の緩和及び優遇措置については、受刑者の自発性と自律性を涵養し、改善更生への意欲を喚起させることを目的とする制度であることを職員研修等により理解を深めさせているところ、さらに職員一人一人が認識を深めるように今後も努力する。
535	福岡刑	H28. 3. 31	心理療法士や精神保健福祉士など有資格者の配置増を要望する。	配置が必要か否かを検討し、必要があれば上級官庁に配置に当たって必要となる予算措置について相談することとした。
536	福岡刑	H28. 3. 31	薬物依存者の自立更生に向けた具体的な支援体制の整備を要望したい。	本年6月に施行予定である一部執行猶予制度に向けて、薬物事犯者に対する支援及び連携の体制を整備し、地方更生保護委員会が行う薬物の問題性に焦点を当てた調査に協力するため、名簿の作成、書類の閲覧、面接場所の確保及び協力者への便宜を図るなどの体制の整備を図っている。
537	福岡刑	H28. 3. 31	身体検査の際にパンツを着用させる運用の実現に向けて改善を要望する。	平成27年6月以降、全工場において、朝の出業時の身体検査の際にはパンツを着用させる運用に改められ、今後、保安事故防止のための必要に応じたパンツ着用検査の拡大及び身体検査の省略については、段階的に取り組んでいく計画としている。
538	福岡刑	H28. 3. 31	移動時の行進の方法については、引き続き改善を求めたい。	所内指示の発出及び職員研修の実施により、出業時の行進の要領について、改善を図ってきたところ、出業時以外の移動時の行進方法についても、今後とも、継続して検討していくこととしている。
539	福岡刑	H28. 3. 31	社会福祉士の増員が望まれる。	職員の増員については、当所限りでは対応できないことから、意見があったことは上級官庁に報告したい。
540	福岡刑	H28. 3. 31	福祉機関関係者等による協力を得て、随時、出所後の生活面での助言・相談を受けられる態勢を整備することが望まれる。	社会福祉士等の職員により、出所後の生活に関する助言等を引き続き実施するとともに、関係機関等との円滑な連携を図っていくこととしている。
541	福岡刑	H28. 3. 31	厳原拘置支所において、脱衣所の整備を要望する。	脱衣所の整備については、現在、レイアウト等を検討中であり、早々に整備を進める計画としている。
542	麓刑	H28. 3. 30	職員による被収容者への言動について、意見が寄せられていることから、被収容者に誤解を生じさせないような対応方法の指導や研修等でのより一層の努力・工夫をされたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、職員研修等を通じて指導を行い、引き続き、被収容者の人格を尊重し、個人情報にも配慮する。
543	麓刑	H28. 3. 30	性同一性障害を有する被収容者の処遇について、他の被収容者に比べて、より個人の尊厳に関する問題が生じる場面が想定されることから、今後も性同一性障害についての理解を深め、処遇において適切な配慮をされたい。	性同一性障害を有する被収容者の処遇については、個々の状況に応じて今後も適切に対応する。
544	麓刑	H28. 3. 30	祝日菜について、全ての被収容者の要望を叶えることは困難であるが、食事が被収容者の数少ない楽しみであることから、菓子のバリエーションを増やす等可能な範囲で検討されたい。	祝日菜については、被収容者の健康にも留意しつつ、被収容者の要望を参考に種類を増やして充実を図る。
545	麓刑	H28. 3. 30	資格取得した美容係の作業について、出所後の資格取得が実効的なものとなるよう十分な機会を与えたとともに不平等の誤解が生じないよう対応を検討されたい。	平成27年度は82回の美容係の作業を3人の美容係を順転で指名して行わせており、今後も出所後の更生に役立てよう美容係の作業の機会を確保する。
546	佐世保刑	H28. 3. 1	安定した収容率が適正な被収容者の処遇に寄与するものであることから、今後も適正な収容率を維持していただきたい。	上級官庁へ働き掛けながら適正な施設運営を実施する。
547	佐世保刑	H28. 3. 1	医療機関などと協議して常勤医師の確保に努め、被収容者の健康管理のための医療従事者の充実を図っていただきたい。	今後も常勤医師の確保に取り組む。
548	佐世保刑	H28. 3. 1	職員定数の増加及び有給休暇の取得を促進し、勤務環境の改善を図っていただきたい。	職員定数の増加については、上級官庁に伝える。また、有給休暇の取得については、引き続き、取得の促進に努める。
549	佐世保刑	H28. 3. 1	刑事施設間で生活上の差異があり、被収容者の不信を招く場面もあるので、刑事施設間で情報を共有し、被収容者から質疑があった場合は、適宜、回答していただきたい。	刑事施設は、収容対象者や建物・設備が異なることがあり、処遇の内容も異なることがあるが、いずれにしても、被収容者からの質疑には、適正な手続に基づき回答している。
550	佐世保刑	H28. 3. 1	業者から調達する被収容者の一部の食品について、味に不満を持つ者がおり、低価格を重点においた入札を行うのではなく、バランスの取れた調達ができるよう図っていただきたい。	委員会の意見を上級官庁に伝達し、取引業者と味の改良のための意見交換を図る。
551	佐世保刑	H28. 3. 1	今後も地域活動に積極的に参加し、地域住民との良好な関係の維持に努めていただきたい。	引き続き地域自治会活動に積極的に参加し、地域住民との良好な関係を継続する。
552	長崎刑	H28. 3. 15	冬期の理髪後の洗髪について、健康面の配慮が必要であることから、入浴予定日に散髪を実施するなどの工夫や暖房器具等を近くに置くなどの方法など、改善を求めたい。	冬季の調髪実施環境の改善のため、各工場及び居室棟にドライヤーを整備した。
553	長崎刑	H28. 3. 15	布団干しの回数について、布団乾燥は1か月に1回を基本として、例外的に2か月に1回の運用になるよう改善を求めたい。	布団の天日乾燥については、おおむね1月に1回は乾燥を実施できる体制が整えられたところである。
554	長崎刑	H28. 3. 15	講堂の運動器具等の増設について、被収容者の人数に対し、運動器具が不足し、かつ運動器具が安価であれば、積極的に増設するのが本来あるべき姿と思われるので、運動器具の増設に関する要望があった旨を上級官庁に報告するよう要望する。	運動用のマットを整備したほか、腹筋運動用の器具を3台整備した。
555	長崎刑	H28. 3. 15	平成27年度中の熱中症対策については報告があったところ、今後も高齢者を含めた全被収容者の健康管理について、十分、配慮するように要望する。	平成27年夏季における熱中症対策のうち、高齢者の把握のための方策については、健康管理の充実を図るため、年間を通じて行うこととして内規を制定した。
556	熊本刑	H28. 3. 31	京町拘置支所については早期に全面改築する必要があり、建替えの実現について一層努力されたい。	同支所の改築工事については、予算上の制約があるが、今後とも速やかな建替えについて要望を行って行く所存である。
557	熊本刑	H28. 3. 31	全裸による身体検査については、すでに多くの刑務所で廃止されていることを考慮して改善していただきたい。	現在、一部の工場で試行的にパンツを着用させたままの身体検査を実施しており、特に支障が無ければ、今後、段階的に全工場就業者に対して、パンツ着用のままの身体検査を実施する方向で検討している。
558	大分刑	H27. 6. 24	被収容者に対し、入浴時、シャワーの使用を許可された。	通常の入浴（15分間）及び夏期特別入浴（10分間、13回）時は節水のためシャワーは使用させていない。夏期間にシャワー入浴（4分間、8回）を認めている。費用対効果を検証の上、通常の入浴時のシャワー使用を検討する。
559	大分刑	H28. 3. 9	書籍購入願書には副題も書くように指導されているが、スペースが狭いので広くしてもらいたい。	副題がなければ当該書籍を特定できない書籍もあるため、副題の記入を指導している。直ちに、願せんの様式を変更することはできないので、欄内に記入することができない場合は、欄外に記載しても良い旨告知した。
560	大分刑	H28. 3. 9	視察委員に対する意見提案書は職員に申し出て受け取っているが、2年前と同じように、職員に申し出ないでも受け取れるようにしてもらいたい。	視察委員に対する意見・提案書の用紙は、工場及び居室においては、申出の都度、職員が交付しているが、平成25年11月から、体育館にも提案箱、筆記用具及び提案用紙を備え付け、職員に申し出ることなく、運動時間を利用して作成、投函できるようにしている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
561	大分刑	H28. 3. 25	被收容者に対する公平感のある制度設計、制度運用、制度説明に留意されたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被收容者に対し、厳しく注意指導しなければならない場合もあるが、被收容者は常に公平に処遇することを職員研修等を通じて指導している。また、一つの工場に同じ職員が長期間に就くことがないよう、適時配置換えを行うなど配慮している。制度上、不公平感が出ないよう常々気を付けているが、今後も委員会からの具体的な意見については、真摯に対応していきたい。
562	大分刑	H28. 3. 25	書籍の購入に係る具体的な手続の流れについて、被收容者に適切な説明を実施されたい。	工場の掲示板等に書籍購入に係る手続の流れを掲示するとともに、刑執行開始時の指導等において説明し、周知することとした。
563	宮崎刑	H28. 3. 31	本所は施設の老朽化、地盤沈下が見られ、早期改善・改築が実現されるよう行動していただきたい。	大規模修繕への予算措置がなされるよう上級官庁に働きかけを行うとともに、計画的な修繕を徹底し、現存する建物の延命措置を講ずることとする。
564	宮崎刑	H28. 3. 31	医師の増員、協力医の確保、人人体制の充実など適切な医療・保健体制の確立に努めていただくよう要望する。	矯正全体での医師不足や予算事情から、医師の増員等が容易な状況ではないが、引き続き保健医療の充実に努める。また、職員の増員については、当所限りでは対応できない事項であるため、上級官庁に要望していきたい。
565	宮崎刑	H28. 3. 31	気温の高い日の扇風機の使用について、一律に温度等の数値によって可否要件を決めるのではなく、柔軟な対応をされるよう要望する。	扇風機の使用に当たっては、被收容者間の公平性を担保しつつも、医療上その他特別な事情がある場合には、柔軟な対応を行うこととしている。
566	宮崎刑	H28. 3. 31	職員の勤務環境について適切な配慮がなされるよう要望する。	引き続き職員の勤務環境について、適切な配慮をしていきたいと考えている。
567	佐賀少刑	H28. 3. 30	被收容者に対する職員の発言や態度について、今後ともに職員に対する適切な指導を行われたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被收容者に対し、厳しく注意指導しなければならない場合もあるが、人権意識の向上や倫理規範意識の向上等についての研修を職員全体研修に取り入れている。また、外部講師を招へいたり、他施設で発生した不適正処遇事案を参考に職務研究会を開くなどして、より効果的な研修を実施し、引き続き被收容者に対する不適切な言動の防止に努めている。
568	佐賀少刑	H28. 3. 30	今後とも弁護人の接見交通権に配慮し対応を願いたい。	弁護士面会中の職員待機場所を変更し、その会話内容を把握できないような措置を講じており、今後も弁護人の接見交通権に配慮した対応をしていく。
569	福岡拘	H28. 3. 31	「お前」という呼称が一部の職員によって用いられている可能性があるため、そのような侮辱的な言動によって被收容者の人格が傷つけられることのないよう、引き続き十分な監督と教育を行われたい。	指示を発出して、全職員に対し、被收容者に対する不適切な言動の防止について改めて周知徹底を図った。
570	福岡拘	H28. 3. 31	身体の不自由な被收容者が床に座って脱着衣をせずにすむように、脱衣場に椅子等を備えることを希望する。	身体的理由により、入浴時の脱着衣の際に真に椅子が必要な被收容者については、個別に椅子を使用させることとするが、その他脱衣場の床に座らざるを得ない被收容者については、専用のマットを整備し、同マットに座り脱着衣できるよう配慮する。
571	福岡拘	H28. 3. 31	長身の被收容者から、掛布団から足が出て寒い等の申出があった場合は、柔軟に対応されたい。	長身者用の掛布団を整備する。
572	福岡拘	H28. 3. 31	職員が年次休暇をなかなか取得できていない状況が伺われるため、職員がより一層休暇等を取得しやすい環境整備に努められたい。	配置の見直しや業務の合理化を図るとともに、全所的に代理・代行制度や相互応援体制に配慮しつつ、職員が休暇等を取得しやすい環境整備に努めていく。